

# 令和6年定例第1回市議会会議録(第3日)

令和6年3月5日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	栴嶋晋治	係長	高野志乃扶
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課 地方創生係長	福山武
副市長	三重野直美	企画振興課 企画係長	坂田隼一
教育長	待鳥博人	教育部長	藤吉裕治
企画振興課長	村越公貞	財政課長補佐兼 財政係財政第1係長	大石哲也
総務部長	西山俊英	財政課財政係 財政第2係長	内野信
総務課長	平川貞雄	建設課長	城戸邦宏
財政課長	大坪康春	建設課長補佐兼 道路係長	鶴保憲
市民部長 兼市民課長	松尾和久	農林水産課長	坂本生治
国土調査課長	松尾秀勝	建設課水路係長	松尾充孝
税務課長	河野浩士	農林水産課農政係 農地整備担当係長	益田貴光
保健福祉部長兼 福祉事務所長	盛田勝徳	総務課防災対策室長	小松輝久

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
6	7	吉 原 政 宏	1. ふるさと納税の推進などによる自主財源の確保について
7	8	古 賀 義 教	1. 高田地区の地籍調査休止の経過を問う
8	3	黒 田 清 隆	1. 水害対策の取り組みについて
9	11	荒 巻 隆 伸	1. 豪雨災害対策と先行排水について
10	5	森 弘 子	1. みやま市の防災対策について

---

午前9時32分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行っていただくようお願いいたします。

また、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをいたします。

また、会議規則第62条に基づき、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をしていない質問がないよう、通告書に沿って質問を行ってください。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いをいたします。執行部におかれましても簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、7番吉原政宏君、一般質問を行ってください。

### ○7番（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号7番吉原政宏です。質問に先立ち、先月26日、市内小学校で給食時に起こった痛ましい事故により、亡くなられた児童の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご挨拶を申し上げます。

今回の事故を重く受け止め、事故への対応及び再発防止を含め、安心・安全な学校給食の提供に向け、関係者の皆様へは全力で取り組んでいただくことを改めてお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、主題をふるさと納税の推進などによる自主財源の確保とした一般質問を行います。

令和4年度一般会計決算において、本市の自主財源比率は26%であります。これは福岡県内27の市の中で下から2番目、ワースト2位の低さとなっております。国や県からの交付金などによる依存財源と比べ、市自らが決定し、収入し得る市税や使用料、寄附金などによる自主財源を多く確保すれば、財政がより安定し、市独自の事業をより多く行うことができることにつながります。

この自主財源を確保する一つ的手段として、ふるさと納税制度があります。本市でも平成27年度から取り組んでおり、様々な創意工夫で寄附額は増えておりました。しかし、全国的にふるさと納税額が年々増え続ける中で、本市への寄附額は令和2年度の約466,300千円をピークに、令和4年度は3億円の予算に対し、結果は約177,000千円と、ここ数年減り続けております。

本市の喫緊の課題である人口減少、少子化対策、子育て支援や公共施設の維持管理、多様化する市民サービスへの対応といったことから、自治体が自らの権限で用途を決められる自主財源の確保は大いに推進すべきであると考え、次の3つの事項を伺います。

事項1、自主財源比率の向上について伺います。

令和6年度予算では、自主財源比率を32.4%とされています。定額減税が見込まれる中、これを実現するために様々な取組が必要かと考えますが、ふるさと納税以外でどのような取組で自主財源の比率の向上に取り組まれるのかを伺います。

事項2、本市のふるさと納税の状況について伺います。

今年度の本市の個人版ふるさと納税について、受入寄附額、受入寄附件数、現在返礼品を

取り扱っている市内事業者数、全体の取扱品目数などの現状を伺います。

また、直近、年間でみやま市民が他自治体へふるさと納税をした人数と寄附金額、いわゆる他自治体への流出額について伺います。

加えて、企業版ふるさと納税の今年度の取組状況と寄附実績についても伺います。

事項3、新年度、令和6年度の個人版及び企業版ふるさと納税の推進について伺います。

個人版ふるさと納税は、昨年10月から返礼品の定義や経費の算定方法の厳格化などがあり、自治体間の競争がさらに激しくなっています。また、企業版ふるさと納税は、特別措置により税額控除が最大9割になったことで取り組む企業が増えていますが、この措置が令和6年度までとなっています。令和6年度は個人版ふるさと納税を3億円、企業版ふるさと納税は20,000千円を予算化されていますが、これを達成するためにどう取り組まれるかを伺います。

以上について答弁をお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

答弁を申し上げます前に、先ほど吉原議員がおっしゃいました部分、先月26日に本市内の小学校において、給食時におきましての事故に関しまして、お亡くなりになりましたお子様に対して心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様、御遺族の皆様に対しまして、心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。安全・安心であるはずの学校で、二度とこのような事故がないよう、事故防止に向けて全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

それでは、吉原議員の答弁をさせていただきます。

ふるさと納税の推進などによる自主財源の確保についての御質問にお答えします。

まず1点目の自主財源比率の向上についてでございますが、自主財源比率とは歳入総額に占める自主財源の割合のことであり、この自主財源は、市税や使用料、手数料、諸収入といった市が主体的に収入するものでございます。この自主財源比率が高いほど、安定的で自主的な財政運営が可能であると言えます。

御質問のふるさと納税以外での自主財源比率向上にどのように取り組まれるかとのことですが、まずは自主財源の根幹である市税における徴収率の向上や滞納整理に努めてまいります。また、産業団地を造成し企業を誘致することによって、法人市民税や固定資産税の増収

や移住・定住施策をさらに進め、市税を増加させる取組が必要であると考えます。

市税以外におきましても、本年度に策定したみやま市行政改革プランに基づき、使用料、手数料の見直しや有明海岸保全事務所跡地などの未利用地売却による財産収入の増加など、様々な自主財源の確保に努めてまいります。

次に、2点目の本市のふるさと納税の状況についてでございます。

令和5年度のふるさと納税の寄附額は、令和6年2月20日現在、約148,000千円で、寄附件数は7,900件となっております。返礼品を取り扱っている市内の事業者数は31件で、返礼品の数は390品目となっております。また、令和4年中に自治体にふるさと納税をされたみやま市民の人数は1,080人で、寄附額は約68,000千円、市税への影響額は約32,000千円となっております。

企業版ふるさと納税の取組につきましては、令和5年6月に西日本シティ銀行が運営する企業版ふるさと納税のポータルサイトに加入し、取組を強化しております。

また、本年度は東京で開催された福岡県人会総会に、私も初めて参加をさせていただきました。この場で、ふるさと納税をはじめとする本市のPRを行ってきたところです。企業版ふるさと納税の寄附の状況でございますが、令和6年2月20日現在、5件の寄附をいただいております。総額11,400千円となっております。

次に、3点目の新年度の個人版及び企業版ふるさと納税の推進についてでございますが、ふるさと納税制度につきましては、昨年10月からふるさと納税の募集にかかる経費の基準が厳格化されており、本市においても、制度改正に対応するため寄附金額を見直し、全体的に値上げを行っております。その影響もあり、前年同時期の寄附金額と比較しますと87.2%と落ち込んでいる状況です。

本市の寄附金額は、令和2年度をピークに減少傾向ではございますが、新年度にはポータルサイトを追加し、新たな寄附者の獲得に努めてまいります。また、返礼品の拡充や既存返礼品の見直し、体験型返礼品の追加など、寄附額の増加につながる取組を積極的に進めてまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、来年度に総合戦略の改定を予定しておりますので、ワンヘルスの推進やゼロカーボンシティなどの施策を計画に盛り込み、本市の地方創生の取組に御賛同をいただきながら、寄附という形で本市を応援していただけるよう取り組んでまいります。

さらに、来年度には総合政策課を新設し、ふるさと納税を推進する体制の強化を図る予定としております。シティプロモーションと連動することで相乗効果を図り、本市の貴重な一般財源の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番吉原政宏君。

**○7番（吉原政宏君）**

御答弁いただきました。昨年、改選がありまして、新体制となった総務常任委員会で財政勉強会を大坪財政課長を先生役として開いていただきました。その中で、この自主財源比率についての御説明がありました。本日は市民の方も聞いておられるので、そのときに一般家庭に例えた資料をいただいております。一般家庭に例えると、1年間の収入のうち、自分で稼いだ給料や預金利子の割合を自主財源とって、この割合が低いと自分で稼いだ収入以外が多いこととなり、親からの仕送りが普通交付税、援助が国県補助金に依存していることとなり、自立できていない状況であると言えますということで資料をいただいております。

みやま市は福岡県内でも下から数えたら2番目ということで、これは自立ができていない状況じゃないかと思っております。それを踏まえて再質問をさせていただきます。

まず事項1から、ふるさと納税以外での自主財源の確保についてということで、市税の徴収率向上や滞納整理に努めるという答弁がありましたが、現在、市税の滞納額はどれぐらいあるのかお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

河野税務課長。

**○税務課長（河野浩士君）**

吉原議員のお尋ねの件でございます。

徴収率の向上及び滞納整理については、昨年の決算審査特別委員会でも御指摘いただきましたように、令和2年度から徴収アドバイザーを配置しており、アドバイザーの助言を受けまして、毎年約1億円の滞納繰越額、調定額としましては40億円、収納額といたしましては39億円ほどございます。その1億円の滞納繰越額を圧縮するために、繰り返し催告等を行っても、なかなか自主納付に応じていただけない滞納者に対しては差押えを強化しているところでございます。

令和4年度の決算の徴収率は97.1%、現年度に限りましては99.0%と、今までにはなかつ

た数字でございます。このことから、コロナ禍の影響がありました令和2年度を除きますと徴収率は年々向上しておりますし、滞納繰越額も減少傾向にあると思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

滞納額を明確にお答えください。

○議長（牛嶋利三君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

先ほど申しました調定額40億円、それから収納額39億円を引きました残り1億円が滞納繰越額となります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

約1億円、令和4年度決算で見ますと114,000千円ぐらいの決算額が出ているかと思えます。市民の負担の公平性からも、今後、滞納が生じないように、今言われたように引き続き徴収率の向上と滞納整理に努めていただきたいと思います。

次、未利用地の売却ということで答弁がありました。今回の答弁の中にはなかったんですが、令和5年度、本年度の施政方針の中で、松嶋市長が堀池園団地跡の売却を行い、自主財源の確保をするということで施政方針でうたわれております。昨日、三小田議員の質問の中で、この堀池園団地の状況をお伺いされましたが、入札を打ち出したけど応札がなく、現在は常時公募中であるということではありますが、売却が進んでいないということでありました。この売却が進まない理由について、その課題の整理はできているのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

応募がないというふうなところの中での要因といたしましては、課題でもあるわけですけ



れども、やはり土地の面積が広いということで、区画が4区画ございますので、そこら辺のところは分割をしながらやっていけたらというふうに思っております。それと、やっぱり南側の道がちょっと狭いと、4メートルないというようなところが一つネックになっているというふうなところでございます。

今回の市長の施政方針の中では、この堀池園団地、確かに売却が進まないという要因ではございますけれども、子ども・子育てのそういった支援策として打ち出していきたいというふうに施政方針の中では述べられたところでございます。そういったふうな課題がございませけれども、それを克服しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番吉原政宏君。

**○7番（吉原政宏君）**

なかなか売却が進まないということで、以前私も未利用地の活用で、スピード感を持った活用ということでお話をさせていただいておりました。そのスピード感を持った活用をするために民間活力を生かすということで、民間の力を借りるよということに進めてあられると思うんですが、こういったなかなか分譲地としての開発が進まない状況を踏まえ、その市の方針ですね、この状況の中で、市自らが開発、分譲を手掛ける、そういった考えはないのか伺います。

**○議長（牛嶋利三君）**

西山総務部長。

**○総務部長（西山俊英君）**

今御指摘いただいたような形の在り方といいましようか、市自ら分譲して売却をするというふうなやり方もあろうかというふうに思います。公共施設の跡地活用検討委員会という庁内の組織をつくって、その売却の在り方を検討しているわけでございます。その中で、今回、先ほど申しましたけれども、子育て世代の住宅分譲を一つの柱として行ってまいります。そのやり方はどういうやり方があるのかということにつきましては、委員会の中で各部全般にわたって委員で構成されておりますので、いろんな意見を聞きながら、また本市の目玉でありますワンヘルス、脱炭素、そういったものも言いながら、加味しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

あと民間に買手がつくには価格面の見直しというのも必要かと思っております。今後はこういった条件面もさらに見直していただきたいと思っております。

また、この堀池園団地の開発が進まない一つの要因として、坂田竹飯線ですかね、あの拡幅工事、タカ食品の前の道路が進まないのも一つの要因じゃないかということで建設に携わる方からはちょっとお伺いしたところです。この坂田竹飯線、タカ食品前の道路の拡幅の状況についてお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

私のほうがお答えすべきかどうかの部分はございますけれども、この拡幅のことによって堀池園団地の分譲も進む要因というのはかなりございますので、先ほど申しました跡地活用検討委員会の中で、建設都市部建設課長等も構成に入っておりますものですから、そういった中で協議をしながら、拡幅の中身についても検討していきたいというふうに思っております。

また、今確かに資材が高騰しております。それに比べて賃金が併せて増えているかというところ、そういった状況でもないところがございます。若い世代がそういった中でも家を建てるというふうな意欲を持って臨むような市のやり方というのは、やっぱり知恵を出さないかというふうに思っておりますので、御指摘をいただいた道路等の環境整備も含めながらやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

先ほどの堀池園団地の跡地も含め、未利用財産の早期処分による財産収入の確保に加えて、先ほど部長もおっしゃられた固定資産税の増収や移住・定住施策を進めて市税を増加させる取組の必要性も述べられました。この堀池園団地跡地はその定住施策を大いに生かせるもの

だと思しますので、できるだけ早期に課題を解決し、民間の協力をいただけるように進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、今回の答弁にはありませんでしたが、令和6年度のみやま市当初予算編成方針及び行政改革プランの中で、市長は新たな財源確保として、クラウドファンディングにも触れられております。新年度、令和6年度は、このクラウドファンディングを使った何か計画をされているのか、お伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

大坪財政課長。

**○財政課長（大坪康春君）**

改めましておはようございます。私のほうから御質問にお答えさせていただきます。

令和6年度当初予算のほうで、クラウドファンディング等の新たな財源確保を検討するよ  
うにということで、当初予算編成のときに市長のほうから指示が出ておるところです。この  
事業にクラウドファンディングを使うといった明確に決めている事業は、現段階ではござい  
ません。ただし、当初予算を令和6年度に実施するに当たって、こちらについては常時対応  
できるかと思っております。特に本市はワンヘルスの推進とか、ゼロカーボンシティとか、  
他市とちょっと違った取組を行っている事業を、できればこういったクラウドファンディン  
グ、ガバメントクラウドファンディングとか、そういったのを使って、ぜひ取組を進めてま  
いりたいと。こちらは令和6年度中にぜひやっていきたいという思いでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番吉原政宏君。

**○7番（吉原政宏君）**

ぜひ取り組みたいということでありました。ガバメントクラウドファンディングとは、自  
治体が課題解決のための具体的な事業を提示し、その事業の金銭的な支援を募ることで  
す。

もう一つ、市民提案型のクラウドファンディングがあります。市民または市民団体が市に  
提案し、認定されたら、ふるさと納税制度などを使い市が援助する仕組みであり、近年、近  
隣では、現在八女市がこういったクラウドファンディングに取り組んで、神社の改修であつ  
たり、町並み整備、あとはコンサートの開催についてのクラウドファンディングをされてい  
るところです。

昨日、河野議員がJR瀬高駅のトイレ改修のお話をされました。今後はこういった形でも具体的に活用できるのではないかと考えております。山門高校の生徒や地域からの要望もあり、その必要性は執行部の方も市長も十分認識されているということでありました。財源を生み出すために、こういった形の利用を考えたり、具体的な行動をまず起こしていただきたいと思いますが、市長いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、吉原議員がおっしゃった部分については、もう重々私ども何とか税収を増やしたいというところで動いているところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、シティプロモーション等も併せて本市の魅力を発信して、クラウドファンディング等も併せて税収確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

昨日、山門高校の生徒の要望を受けて、瀬高駅のトイレをぜひ進めたいという思いはあるということでお聞きしましたが、まずはJRとの協議をとということでありましたが、その前の段階で、市として、あのトイレをどういうふうなトイレにしたいのか、それにはどれぐらいかかるのかという、それぐらいの検討はまずは進めてほしいと思いますが、そういった指示は市長は出されてもいいかと思いますが、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

大切な高校生の提言もありますし、要望もありますので、そこは進めたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

市長がぜひ進めたいということは、指示を出されるということよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

はい、そのつもりであります。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

指示を出されるということは、昨日の河野議員の質問がしっかり生きた施策が実現されるということで、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、具体的事項2に移ります。

企業版ふるさと納税については、具体的事項3でまとめて質問いたします。

ふるさとやお世話になった自治体に応援する気持ちを伝えるというのがふるさと納税本来の趣であります。平成20年、2008年から導入され、年々寄附額が増えて、昨年度は約9,654億円、恐らく令和5年度は1兆円を超えるか超えないかぐらいになるんじゃないかというふうに予想されております。

本年度のみやま市のふるさと納税の予算も3億円でしたが、先ほど答弁で148,000千円ということで、約5割ぐらいの状況であります。近隣、有明地区の他自治体と比較しても、本市への寄附額は、近隣市では最も少ない状況であります。また、ほかの自治体へふるさと納税される方々も1,080人と今答弁いただいて、年々増えている状況です。

ふるさと納税をめぐっては、返礼品競争などの在り方に批判の声もあります。しかし、我々自治体は、その時点その時点で与えられた制度の中で市民益を生み出すために最大限の努力をしなければなりません。

まず、本市の148,000千円の中で、寄附額が多い品、寄附件数が多い品の現状についてお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

本年度のみやま市のふるさと納税の人気の品でございますが、一番多いのは、ニコニコの

りの味付けのりセットでございまして、寄附件数が約1,000件、寄附額は10,000千円となっております。2番目に多いのが福岡県産白米10キロでございまして、件数が約900件で、寄附額が9,000千円でございます。3番目に多いのがシャインマスカットで630件の寄附額6,300千円となっております。人気の品もこれまで寄附が多かったときの品物が減って、昨年とはちょっと品が変わったような状況でございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番吉原政宏君。

**○7番（吉原政宏君）**

先月、総務常任委員会で、糸島市へふるさと納税の取組について行政視察に行っていました。糸島市の令和5年度の給付額は約25億円を超える見込みだそうです。市内で返礼品を扱っている事業者数は330社で、返礼品の数は3,300品ということでありました。糸島市の今後の課題についてお伺いしましたら、糸島市には市内に約300の事業所があるそうですが、まだ市内事業者の関わりが少ないということが課題であるというお話を伺いました。

みやま市では先ほど答弁いただいたように、市内の参加事業者は31件で、返礼品は390品目ということでしたが、この数についていかが感じられているのか、お伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

村越企画振興課長。

**○企画振興課長（村越公貞君）**

まず、市内の事業者については、商工会登録されてあるのがおよそ800ぐらい事業所があるというふうに認識をしております。そのうちの30ということで、大変まだ少ないという実感でございます。

これまで事業者の募集につきましては、ホームページ、また中間事業者との折衝、また事業者からの売り込みという形で事業者のほうが増えてきている状況でございますが、積極的にそういった地元対策のようなことはしておりませんので、そこら辺が課題であるというふうに認識をしております。

また、返礼品の数についても、もともと本市がふるさと納税、毎月届く返礼品という1種類で勝負をしております。それが平成28年ぐらいから100品目ぐらいでスタートして、ようやく今390品ということで、本市としても返礼品の増加に力を入れてきたところでござい

ますが、それでも近隣、また上位のふるさと納税の自治体からすると大変少ないというふう  
に実感しておりますので、これも課題だというふうに認識をしております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番吉原政宏君。

**○7番（吉原政宏君）**

糸島市でお聞きしたら、約1,000はないと市場で戦えないんじゃないかということでお聞  
きたところですよ。また、地元事業者への広がりちょっと少ないということで、市内事業  
者の中には、インターネット販売することが特別なことだと思っていたり、ネット販売での  
方法が分からずに開始していない事業者もたくさんあるかと思います。また、通販サイトを  
持っていますが、アクセス数が集まらずに、うまくいっていないような事業者もあります。

しかし、返礼事業者になると、ふるさと納税の手法を生かして、新たな販売チャンネルが  
増えることとなります。事業者にとって販路拡大のきっかけとなり、めったにない大チャン  
スで、大いなるPR戦略となることも考えられます。

他自治体では、いろんな納税品返礼セミナーであったり、事業者向けの説明会であったり、  
例えば、ポータルサイトから業者を呼んできて販路開拓のセミナーをやっているところがあ  
ります。先ほど村越企画振興課長から商工会の会員数が約840ということで、商業部会が490、  
工業部会が350と、まだまだその潜在能力はあるかと思います。できる限り多くの市内事業  
者の協力をいただくために、商工会と連携し、さっき申し上げたようなふるさと納税出店に  
向けた新規加入者説明会、あるいはポータルサイト運営会社からの返礼品開発セミナーなど  
を開催してはと思いますが、いかがですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

村越企画振興課長。

**○企画振興課長（村越公貞君）**

吉原議員おっしゃるとおり、本市としても寄附額を増加させるためには、そういう事業者、  
工業者との連携というのは大変重要だと思っております。まずは商工会のほうと連携を図り  
ながら、そういった説明会、またセミナーなども開催できるよう、検討のほうをしていき  
たいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

7 番吉原政宏君。

**○7 番（吉原政宏君）**

市内事業者を巻き込むことのメリットですね、返礼品を取り扱う市内事業者が増えると、その事業者も経営が上向き、また、それが市としては税収が増えることにもつながります。寄附額も増え、税収も増える、今後より多くの地域事業者との連携を図れるようお願いいたします。

続いて、事項3、新年度の個人版及び企業版ふるさと納税の推進についてお伺いいたします。

答弁の中で、新たなポータルサイトの導入をとということでありましたが、新たなポータルサイトとはどういったものか、お伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

村越企画振興課長。

**○企画振興課長（村越公貞君）**

現在、複数検討をしておりますが、一つはイオン系のポータルサイトでございます。昔と違って富裕層だけがふるさと納税をするのではなく、最近は日常の食料品とか、そういったものに寄附をするような方も多くいらっしゃいます。イオンのポータルサイトでいくと、スーパーなどを展開されていて、そういった方々にもなじみが多いというところで、イオン系のポータルサイトに加入できないか。あともう一つ、航空会社のJALがポータルサイトをされてありまして、そこはどちらかという、シティプロモーション向けにみやま市の品物をPRしていく、そういった観点で、そういったところのポータルサイトにも加入できないかというところで検討しております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

7 番吉原政宏君。

**○7 番（吉原政宏君）**

また、体験型の返礼品にも取り組むということで答弁いただいております。体験型の返礼品は、他自治体との差別化を図るだけでなく、現地みやま市に足を運んでもらえることができるものであります。実際に体験してもらえるので、みやま市のファンになってもらえる確率が上がります。ファンになってもらえれば何度も寄附してもらえる可能性も膨らみます。



この体験型返礼品の開発について、何か具体的な計画があればお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

現在、本市で取り組んでおります体験型としては、オーダースーツ、また線香花火づくり体験の2つとなっております。本市としても、みやま市に来ていただいて体験、またここで役務を提供することで、何とか活路が見いだせないかと思っております。一応今検討しておりますのは、エステや理髪店など、こちらで体験をできること、また飲食店、また観光協会が行っておりますみやまぶらり旅、こういったものとコラボできないかなというふうに考えております。

また、これらのものをみやまん・コインを返礼品とすることで、みやま市に来ていただいて、みやまん・コインを使ってふるさと納税としてみやま市でいろんな役務を受けていただくというようなことができないかと検討しております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

いろいろ計画はあるということで、みやまぶらり旅ですね、これにもいろんなプランがありますし、今度3月17日には矢部川の恵みツアーというのが開催されるということであります。これがセロリの収穫体験であったり、玉水酒造の酒蔵見学、こういったこともすごく魅力的なコースかなと思っておりますので、こういったこともぜひ取り入れていただきたいと思います。

また、ワンヘルスということで、人間の健康づくりということで、みやま市にはMIYAMAXがあつてトレーニングルームができております。例えば、このトレーニングルームの回数券なんかを返礼品にして、みやまで健康づくりということで、ほかの市外の方から定期的にもみやま市に来てもらえる、そういった仕組みも考えられるのではないかと。いろんな知恵を出して、今後、体験型返礼品については考えて計画していただきたいと思っております。

また、体験型じゃないんですけど、先日ちょっと建築関係の方と話していたら、手作りで今はやっているサウナですね、これを持ち運びができるサウナを作ったということでお話を

聞きました。いろんな場所に持っていける、2人が入るサウナルームということなんですけど、こういったことも打ち出していけるのじゃないかということで、ぜひ今後、アンテナを高く情報の受発信をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

新たな返礼品事業者の協力やポータルサイトの有効活用、体験型返礼品の発掘など、まだまだ伸び代はあるはずです。みやまの可能性を信じて、ぜひ令和6年度は寄附額3億円、ぜひ達成をしてください。よろしく願いします。

次に、企業版ふるさと納税について伺います。

企業版ふるさと納税は、大都市に集中しがちな企業の納税額を地方に分配する狙いで、平成28年（2016年）から始まりました。地方活性化のための事業計画を自治体がつくり、国に認められたものが寄附の対象事業となります。企業は寄附額のうち最大9割分が法人税などから税額控除されるものです。令和4年度の企業版ふるさと納税は、日本国内全部で過去最高の前年比1.5倍の34,177,000千円の寄附額で、寄附件数は1.7倍の8,390件、寄附した企業数は4,663、寄附を受けた自治体も1,276と、過去最高となっております。

企業版ふるさと納税について、先ほど5件の寄附をいただいております、総額11,400千円ということで答弁いただいておりますが、この10,000千円以上の寄附に結びついた主なものについてお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

本年度の寄附は5件ございまして、そのうちの1件が10,000千円の寄附を頂戴しているところでございます。この1件につきましては、本年度から加入をいたしました、市長も答弁で申しました西日本シティ銀行さんが運営されてあるポータルサイトを經由した寄附でございました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

ポータルサイトが有効に活用されたということでもあります。これも糸島のふるさと納税視察に行った際にもお聞きしたところであります。またこの西日本シティ銀行のポータルサイ

トと同様に、ほかにも完全成果報酬型のものがあります。所管のほうには事前にお知らせしておりましたが、このようなほかのポータルサイトなんかも完全に自治体のリスクはないものでありますので、積極的に民間の活用を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

ただいま吉原議員もおっしゃいましたとおり、成果報酬型でのポータルサイトへの参画については、自治体として経常経費がかかりませんので、そのようなポータルサイトへの加入も積極的に検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

今はポータルサイトの件でお伺いしましたが、もう一つ、市長が東京での福岡県人会総会でもPRされたということでありました。令和4年12月議会で、私の一般質問で、市長の企業版ふるさと納税に対してのトップセールスについて質問させていただきました。

その際、市長は先頭に立って企業を訪問し、寄附という形でみやま市を応援していただけるよう全力で取り組むと答弁されました。また、新年度の施政方針でも、企業版を含め、ふるさと納税の確保に向け、私自身がトップセールスに励んでまいりますとも言われましたが、私が一般質問して1年3か月たっておりますが、これまでどういったトップセールスをされたのか、またこれからどう行っていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ふるさと納税は議員御指摘のように、非常に苦戦を強いられている状況でもございますし、本市におきましては、義務的経費とか老朽化による施設の維持管理の補修費、また、そういう経費が増加しております。やはり財源の増加が大きな課題でございます。重要施策を進めていくためにも、ふるさと納税の推進による自主財源の確保が重要と考えております。

一昨年、昨年と関東等を中心に、このみやま市のふるさと納税の紹介、リーフレットをお配りしてまいりましたが、なかなかまだまだ企業版ふるさと納税に対しての御理解をいただけていないこと、伸び悩みがあるわけでございます。そういう意味で、もっともっとこのふるさと納税の宣伝をしていかないといけないなと思っているわけです。

また、関東ばかり行っていたという部分もありますけれども、関西、そして地元、この近隣等も含めて、今後、トップセールスということで、私もふるさと納税の御依頼ということで頑張ったいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

令和4年12月の一般質問の中で、ほかの自治体の首長さんが取り組まれていることを幾つか事例を紹介させていただきました。例えば、茨城県の境町では企業版ふるさと納税のPRに当たって、町長さんは、その企業ごとに対して活用事例を紹介した資料を首長自らが製作し提案されているそうです。また、群馬県の前橋市の市長さんは、自ら直筆の手紙を企業約300社に送って、約4億円の企業版ふるさと納税を受けたそうです。また、同じ福岡県の筑前町では、上京する際には必ず地元によくある企業を訪問されているそうです。こういった事例を令和4年12月に紹介してもらいましたが、松嶋市長は何か参考にされたことはあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

なかなかそのつてというのがない部分もありますけれども、やはり私の地元出身の方で経営をなさっている方とか、私のお付き合いのある方とか、そういう方も含めて、このふるさと納税のセールスに行ったわけでございます。まだまだ成果につながっていない部分もございますので、そこはまた引き続き職員一丸となって、この企業版ふるさと納税、さらに広がってまいりますように努めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

先ほども申し上げましたが、令和6年度が税額控除拡大の最終年度になります。最後で最大のチャンスだと思いますので、しっかり肝を据えて、市長をはじめトップセールス、施政方針でも掲げてありますので、取り組んでいただきたいと思います。ぜひとも20,000千円と言わず、もっともっと桁が一つ多くなるぐらい、ぜひ取組をよろしく願いいたします。

また、ふるさと納税で生み出した財源をどういったことに使うのかということも大事だと思います。令和6年度はどういった活用を予定されているのか、伺います。

**○議長（牛嶋利三君）**

大坪財政課長。

**○財政課長（大坪康春君）**

私のほうから、令和6年度はどういった事業にふるさと寄附金を活用しているのかという御質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度当初予算で2億円をふるさと寄附金ということで繰入れを予定で予算計上いたしております。全部で実は35事業に活用させていただいているというところです。

主なものだけを申しますと、教育関係でいきますと、小・中学校における外国語の指導員派遣事業とか、後はワンヘルス関係になります地域猫の地元の活動事業、後は令和6年度新規で予算計上をお願いしておりますおむつお届け事業、子育て支援充実、こういったやつにふるさと納税を活用することで、今のところ予算の計上をいたしております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

7番吉原政宏君。

**○7番（吉原政宏君）**

寄附を募る際には、こんな事業に使いますとお知らせするのと同様、これまでどのように活用し、どんな効果があったのか、それを広く知らせ、使い道で共感を得るということも必要かと思えます。また、それを市が発信しているSNS、こういったことでも登録してもらい、誘導してもらい仕組みも今後考えてもらいたいと思えます。そういったことが継続的なみやま市のファンづくりにつながると思えます。

ふるさと納税を生かした事業を紹介していただきましたが、財源の問題で、これまで市長がやりたくてもできなかった事業、今後、財源ができればやりたい、最も優先したい事業、こういったものは何か、市長にお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私の公約でありました給食費半額補助がまだまだ財源が厳しい中で非常に苦しい状況でございます。ぜひともそれは実現させて進めていきたいと思っておりますので、そういう意味でも、このふるさと納税等も含めて市税の増収には努めてまいりたいと思っておりますし、また、本市が掲げますゼロカーボンシティ、そして最もこれから先、重要な施策として取り上げております「ワンヘルスのまち みやま」、ワンヘルスに関しての様々な事業で本市の発展に寄与するように、ぜひとも増収を増やして、予算をそちらにまた回せればなと思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

市長も就任してもう6年目に入るんですかね。初当選のときの公約が給食費半額補助でありました。なかなか財源の問題で実現できないということでありましたが、この間、その財源を生み出すために市長自らこれまで全力で取り組んでこられたとは思いますが、改めてその財源を生み出すためにやられたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私としても精いっぱい取り組んだつもりではございますけれども、やはり人口減少によりまして、本市の増収がどんどん減ってきている現状の中でやりくりをしながら進めてきているわけでございます。それも含めて、しっかりそこはこれからまた決意を持って取り組んでいかなければならないと思っているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

最後、市長が決意を持って取り組むということでありましたので、令和6年度はぜひとも

ふるさと納税3億円、企業版ふるさと納税は20,000千円と言わず、1桁多いぐらいの意気込みで財源を生み出していきたいと思えます。

みやま市では、人口減少、少子高齢化が進行しており、本市を取り巻く状況は厳しくなっております。ふるさと納税の効果は財源確保、地元事業者の振興、寄附金を活用した事業の展開、みやま市のファンづくりと様々な効果があります。ふるさと納税でいただいた寄附を活用し、持続可能なまちづくりに取り組む、また、みやま市に寄附をいただくことで、市内事業者の新たな販路拡大につなげる。そんな好循環を生み出すことができます。ただ、それを実現するためには、市長の施政方針にもありましたが、市長がトップセールスを行うとともに、職員全員が一丸となって力を合わせ、知恵を絞り、汗を流すことと掲げてあります。送るふるさと納税からつながるふるさと納税へ、みやま市のふるさと納税などから自主財源を生み出すとともに、人口減少に歯止めをかける、新たなまちづくりの好循環が生まれることを期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、ここで暫時休憩をいたします。休憩後の再開は10時40分から再開いたします。

**午前10時29分 休憩**

**午前10時40分 再開**

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩前に引き続き、一般質問を行ってまいります。

続きまして、8番古賀義教君、一般質問を行ってください。

**○8番（古賀義教君）（登壇）**

おはようございます。8番議員古賀でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

2019年に、今後10年間のまちづくりの指針となる第2次総合計画が策定されています。こういう分厚い本でございます。（現物を示す）

基本計画の54ページから主要施策55ページにかけて国土調査事業の推進とあり、その中に、「旧高田地区の国土調査完了地区は測量の精度が現在の精度に達していない時期に地籍調査を実施したため、再調査を推進します。」と記載されています。また、第2部の基本構想、第3部の基本計画に住みやすいまちづくりとして、移住・定住が喫緊の課題と唱えてありますが、旧高田町における再調査の休止は、土地の売買や住宅施策に相反することになると思

います。

総合計画とは、まちづくりや施策推進の方向性を示す最上位計画として位置づけられるとともに、総合的かつ計画的な市政運営の基本的な指針となるものと私は認識しています。これはそういうもので、10年に1度つくられます。だからこそ、最も目指さなければならない計画です。

第2次総合計画が示されて、まだ5年しかたっていないにもかかわらず、なぜ高田地区の国土調査を休止するに至ったか、その経緯を問います。今回は専門的な面もあり、私としては複数の土地家屋調査士に詳しく尋ねての質問です。

昭和29年頃、約70年前の高田地区の国土調査事業は非常に精度が悪く、法務局の字図には、地図に準ずる図面ということは、現地復元能力を持たない図面として取り扱われているようですが、境界を現地に示すことができる制度を備えているのか、高田地区の再調査を休止した場合の高田地区の不公平性について問います。

事項1、昭和29年頃——私が生まれた頃のやつです——の土地改良事業（座標を持たない土地）について。地区名及び筆数と面積はどれくらいあるのかお尋ねいたします。

事項2、昭和29年頃の旧土地改良事業の成果をどう評価しているか。

図面（字図）と現地の整合性は取れているか、みやま市及び土地の所有者のメリット、デメリットをそれぞれどう捉えているか。その結果の実用性はあるか、正確な測量が復元できるのか。また、14条指定はあるか。この14条指定というのは非常に重大なことであります。指定があれば、現地に復元可能でございますが、指定がなければ現地に復元が不可能となります。

事項3、高田地区の不平等性について。

みやま市内全域の図面（字図）は、全て同じ精度を持つ図面なのか。現地面積と登記面積の整合性はあるか。

事項4、デメリットが強くなった場合の将来的な高田地区の展望を問います。

高田地区から地籍調査の要望が出た場合の対応策はあるのか。

事項5、国土調査の再調査について。

高田地区の再調査は国の補助対象になるか、ならないのか。再調査を休止する理由をお聞きいたします。

以上5点、よろしく願いいたします。



○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

古賀議員の高田地区の地籍調査休止の経過を問うとの御質問にお答えをいたします。

まず1点目の昭和29年頃の旧土地改良事業（座標を持たない土地）についてでございます。地区名及び筆数と面積につきまして申し上げます。

初めに、地区名は大字名で、昭和開、黒崎開、北新開、南新開、永治、徳島、江浦町、江浦、濃施、今福、下楠田、上楠田、原、岩津、田尻、田浦、飯江、舞鶴、亀谷の19地区であり、筆数は3万3,940筆、面積は24.01平方キロメートルであります。

次に、2点目の昭和29年頃の旧土地改良事業の成果を、どう評価しているかとのことですが、現在、法務局に備えられている字図であり、字図の縮尺が1000分の1と、精度は低いものではあります。官民境界の確認を行う際は、この字図を基に、現地で地元関係者の立会いをいただきながら確認している中では、現地との大きな差異はなく、信用できるものとして取り扱っています。

なお、この字図につきましては、不動産登記法第14条地図ではなく、地図に準ずる図面として使用しております。

次に、3点目の高田地区の不平等性についてでございますが、本市の現状としては、山川地区の測量方法につきましては、約半分が平板測量の図解法、残りの半分は機械測量の数値法で行っており、瀬高地区は数値法、高田地区については、竹海校区及び土地改良区においては数値法で、他は図解法で行っております。よって、同じ制度ではございません。

しかしながら、現地面積と登記面積の整合性につきましては、数値法地区では同等で、図解法地区についてもほぼ同等でございます。

次に、4点目のデメリットが強くなった場合の将来的な展望を問うとのことですが、今後、地籍調査の要望が出た場合の対応につきましては、そのときの土地利用の状況の変化や市の財政状況を考慮し判断いたします。

次に、5点目の国土調査の再調査についてでございますが、高田地区における再調査は、平成17年4月1日付国土交通省通知である地籍調査を再度実施する地域の取扱いについてにより、国の地籍調査負担金の対象にはなりますが、未調査地区が優先されることから、再調査への補助が見込めない状況であります。

国土調査を休止するとしたことにつきましては、令和4年2月7日の全員協議会の際に御説明をしておりましたが、山川町、瀬高町は調査を終え、高田地区の竹海校区以外は調査済みであり、未調査地区であった竹海校区につきましても、令和6年度に登記完了の予定でございます。これをもって、本市での国土調査は全て調査済みとなります。

再調査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国、県からの補助も未調査地区が優先されることから、今後、本市の単独財源で行うとなると、相当の事業費を要することとなります。

以上のことから、当面、国土調査については休止することといたしました。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

8番古賀義教君。

**○8番（古賀義教君）**

まず、第2項の昭和29年頃の旧土地改良事業、国土調査事業、いろんな事業を含めてできておるようですが、その成果についての評価ですが、14条指定がない場合は、一般的には現地に復元が不可能な図面として取り扱われています。みやま市の国土調査課長としての御意見を聞かせてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

松尾国土調査課長。

**○国土調査課長（松尾秀勝君）**

古賀議員の御質問にお答えいたします。

作成は、議員のおっしゃるとおり昭和29年の土地改良事業ということで、法務局に備える構図という位置づけでは、確かに14条地図ではなく、地図に準ずる図面として取り扱われているものであります。

ただ、市長からの答弁にもありましたとおり、現在、私たちが行っている官民境界の立会の際には、それを基に使うというのが原則であり、そこで現在も確認をしております。それについては、無事関係者等立ち合って協議を行って、作業については進めている状況でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

8番古賀義教君。

### ○8番（古賀義教君）

法務局にはその図面しかないからそれを使うしかないんです。土地家屋調査士に言わせると、その図面があるからかえって邪魔になる。境が決まらない、座標も何にもない、ただの絵ですから、座標がない、くいがないわけですよ。ただ絵を書いてある。だから道路の上に家が建つとったり、水路の上に家が建つとったり、そういう図面です。平板測量、図解法ですよ。昭和29年、私が生まれた頃の図面ですよ。その図面しか法務局にないから、それを使ってありますけれども、そう簡単に現地確認、もうそれが現地の人とその図面をののかしたほうが早いような図面です。これはもう土地家屋調査士が経験上そういうことを、数名の土地家屋調査士が言っています。

何で私が土地家屋調査士に聞いたかという、私が高田地区の再調査をした場合に、家屋調査士の仕事を取るんじゃないかと思って尋ねたわけですよ、最初は。仕事の妨害になるのかなと。ところが、調査士の方たちはもう本当にくいを打つのに1年も2年もかかる場所があると話がつかない。だから、公のみやま市が国土調査はやってくださいよと。我々がやれば話がつかないし、たとえ普通の調査の倍かかったから、じゃ、倍の金額を請求できるかという、そういうことにはならないから、非常に苦労していると。早くやってくださいということでした。

それから、地図に準ずる図面とは、土地家屋調査士の間では現地復元能力を持たない図面のことと聞き及んでいます。精度が悪く、復元資料として使えないから、この総合計画にちゃんとうたってあるわけですよ。総合計画、再調査の必要があると書いてあります。地図で準ずる図面は字図、絵図と一緒にですから、さっき申しましたように、存在しないほうがかえって仕事がやりやすい。法的基準を満たしていないから、道路や水路などの位置、幅が具体的に特定できない。正確な境界を現地に示せない図面と思いますが、いかがですか。

### ○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

### ○国土調査課長（松尾秀勝君）

正確な幅ということではいきますと、確かに幅員とかいう部分が数値で分かるようなものではありません。

ただし、先ほど言いましたとおり、1000分の1という低い精度のものではありますけれども、それが基であるのは間違いないことですし、それで境界を確認するという作業になりま

す。

不動産登記法で言う14条地図ではございませんが、そういうふうな未調査地区であった過去の部分を専門的にだご図とかいうふうな表現でしますけれども、そういうふうな図面とは違って、戦後に作られているものであります。形状とかいうふうな分については、一定信用ができるものとして私たちは考えております。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

何度も言いますが、法務局にはそれしかないからそれを使っておりますけれども、ただ形は大体合っています。ただ、面積とか水路の位置が違っているし、何度も言います、そういう図面です。

今の回答の中で、地図に準ずる図面は現地との大きな差異はなく、信用できるものとして取り扱っていますという回答でしたけれども、その根拠はありますか。だから、現地との大きな差がなくて、信用できるものとして取り扱っていますと。その根拠。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

信用できる根拠というふうな聞き方をされておりますけれども、確かに今備わっているのがそういう図面でございます。それは結局、登記をする際に、これは地籍調査をする際にですけれども、それがあくまでも基になるという形でありますし、現在も、例えば個人で売買されるときとか分筆とか合筆される際はそれが基になります。長狭物といいます道路とか水路の位置も、それが間違っているというような判断には、法務局のほうではなりません。あくまでもそれを基に境界を確認するという作業になるので、私たちはそこを根拠にしてやっております。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

だから、それを基にやっているからなかなか話がつかないんですよ。手間が、年数がかかるんですよ。そういう図面ですから。

それはもうお互い調査士と国土調査課の意見の違い——違いというよりも、実際現場でやっておられる人たちの苦労話を今しておりますので。

それから、国土調査をした場合のみやま市及び土地の所有者のメリット、デメリットについては答えがなかったと思いますが、メリットについて答えをよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

メリット、デメリットということでございますけれども、このことについては、議員がおっしゃるとおり、数値で座標を持っているか、または、図解法地区が持っていないという違いになるかと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

私が言っているメリット、デメリットはそういうことじゃなくて、個人が所有する土地の所有者のメリット、調査した場合、個人が所有する土地の正確な範囲と面積が確定するんですよ。これは当たり前のことで、売買のとき測量の必要性がなく、くいが残っていればそのまま売買できるわけですから。それが、今のところ地図に準ずる図面だから個人が測量せなかんでしょうが。土地家屋調査士さんをお願いすれば、普通の定額の倍以上の額がかかりますよ。だから、所有者が山川、瀬高と平等になるように、売買のときに個人の負担がなく済むように、今の測量のやり方で、数値法でやってくださいと私は言っているんです。

それと、もう税務課長はいらっしゃいませんが、みやま市は、瀬高、高田、山川と公平かつ平等な課税ができるということになりますので、増える人もおれば減る人もおると思います。それが私の言うメリットですが、何か御意見がありますか。いや、課長のメリットと私のメリットが違っているからちょっと。（発言する者あり）そうなんです。だから、国土調査をやるんです。本人の財産を、ぴしゃっと面積、場所を確定するためにやるんです。

事項3に行きます。高田地区の不平等性について。

現地面積と登記面積の整合性について、機械を使う数値法と、さっき言われた道具を使う図解法、高田と山川ですね。数値法地区が同じ制度を持つということは分かります、瀬高と

か竹海校区ですたい。図解法でもほぼ同等でございますと書いてありますけれども、山川南部地区の調査は昭和60年頃の図解法で14条の指定はあります。現地に復元が可能な図面です。しかし、昭和29年頃の高田地区の図解法は14条指定がございません。現地に復元が不可能な図面です。地図に準ずる図面ですが、なぜそれを同等なものと言われるのか、私には理解ができない。多分、土地家屋調査士さんも理解ができないと思いますよ、私はその言葉を聞いて言いよるだけですから。どういう見解ですか。山川の図解法と高田の図解法がほぼ同等なものという意味ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

この図解法地区ということで、これはもう答弁書の中にも書いてありますとおり、平板測量という方法で行います。数値法は、先ほど言いました機械測量で、座標値を用いるということでもあります。

山川地区、これも昭和59年ぐらいから始まっております。これも当初、平板測量ということであって、これも正確に申し上げれば、数値で行っている測量ではありません。

ですが、その後、いろいろ不動産登記法等も変わって、数値化というふうな時代の流れになってきて現在に至っておりますけれども、その中で数値を読み取るということで、山川地区の平板測量についても14条の地図として現在取り扱われているという状況です。

ただ、高田の場合は平成29年度は1000分の1でございます。1000分の1の制度が、それが数値というふうな部分の、当時の測量の中ではやられていないという中で取扱いを、現在もその考えではありますので、精度が違うという部分については、担当している国土調査課としては理解はしています。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

山川は14条指定があり、高田は14条指定がない。まして1000分の1ですから、鉛筆の線1本が1メートルの差が出てくるということですよ、課長。よかですよ、答えはもう、私が答えを言っているんですから。

14条地図と地図に準ずる図面の違いはわかりますか。14条の地図と地図に準じる図面の違

い。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

議員のその御質問については、14条地図は復元可能な図面、地図に準ずる図面は、これを基に現地で立会いを行って使用するという図面になります。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

そこに土地家屋調査士さんを入れた場合、その費用というのは全て個人負担になりますよね。私はそこを言っているんですよ。手間が大変かかるらしいです。しかし、それは個人負担になるから、早く市の国、県の予算を使ってやれば、個人負担がなくなるということをおっしゃっているんですよ。ここはそれでよろしいと思います。

ですから、行政にとって一番重要なことは、全ての市民に対し公平であることです。それを守らなければ、市民の信頼をなくすことになってしまいます。竹海校区を除く高田地区の土地売買については、高額な測量費を全て個人負担させることになってしまいます。そこには不公平が生じますが、市長どう思われますか。

瀬高、山川は市の予算で調査していますから、くいが残っておればお金はかからない。しかし、高田地区については、自分で測量しないと売買ができないんです。それを不公平と私は思うんですが、市長はどういうふうに考えられますか。

○議長（牛嶋利三君）

傍聴席から話し声が聞こえますが、私語は謹んでください。本会議ですから。一般質問があつとつとに、答弁者側も何を聞かれよるか分からんから、静かにしとってください。（発言する者あり）何てですか。（発言する者あり）いや、理解のできんなら出てください。もう出とってください。傍聴者心得があるでしょうが。そのことをちゃんと守ることのできん傍聴者は傍聴せんでください。

続けてください。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

ですから、瀬高、山川は、土地の売買をするときにくいが残っておればもう測量する必要

はないんですよ。ただ、高田地区、竹海校区を除く土地については、測量士を入れて測量せんといかんです。だから、1筆幾らという定価がありますが、そういう座標を持たない土地については倍の価格になります。手間はもっとかかりますけれども、調査士としてはそんなにお金はもらえないから、せめて倍額ぐらいというような測量代がかかるわけですね。ですから、そこは不公平にならないんですかという質問です。

議長、私の質問の言っていることが分からんとおっしゃいよつとでしょうから、すみません、私がしゃべり方が悪くて申し訳ないと思いますよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員さんがおっしゃる部分については、そういう部分があるということは、今の御発言で私も認識をいたしました。そのことについては、また市としてどのように考えていくのかについては、もう少し協議をさせていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

それは後でまた出てきますので。

私の知人が登記簿売買によって数年前に土地を購入していました。登記簿売買ですから、測ってじゃない、ただ法務局の登記簿で買っただけです。昨年末、その土地の測量が必要になりました。測量士に頼みました。600千円の測量代がかかっています。国土調査が終わっていない土地はそういう事件も発生します。売る人、買う人の両者にデメリットがあり、取引に差し支える土地ということをして土地家屋調査士から聞いております。

高田地区の14条指定がない土地は、そういう素性の土地ですが、それでも不公平とは思われないのか。さっきの質問と一緒にすけれども、もう一度市長よろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと古賀議員、市長に尋ねる、答弁いただきたいということでしょう。だから、質問そのものでもう少し簡明に、市長が首をひねりよるごたるから、市長が答弁をすることに真摯に答弁ができるような質問ばし直してください。

8番古賀義教君。



**○8番（古賀義教君）**

ですから、高田の土地、座標がない土地を買った場合に、後で自分がそれを測量した場合には600千円かかったということです。ですから、それは瀬高、山川に比べて不公平にならないんですかということです。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

ちょっと私も専門的な部分というのは、詳細は理解しかねる部分がございますけれども、やはりその土地の売買については、当然、その土地の広さ等も含めて算定されると思います。そういう意味では、業者に頼まれるというか、そういう土地家屋調査士とかに頼まれたりする場合もありましょうし、そこによってまたそれぞれ違っていると思います。

その辺については、ちょっとまだ私も詳細なことは専門家ではございませんので、もう少しそこは勉強させていただければと思います。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

8番古賀義教君。

**○8番（古賀義教君）**

休止する場合は、よくそこら辺を勉強しとっていただかんと、高田地区の人が非常に不利な状況になりますので。これは高田地区だけじゃなくて、座標を持たない土地については全てがそうですよ。筑後でもありましたけれどもね。

14条指定がない土地の面積は、面積が増える人、減る人もあります。正確な面積ではないからですね。瀬高町、山川町の国土調査事業終了区域と、14条指定がなく再調査が必要な区域の課税に対する不公平感も出てくるんですよ。瀬高、山川はきちりとした面積、高田はある程度は出ているでしょうけれども、はっきりした面積ではないから、不公平課税をすることになります。ですから、国土調査を休止するということは、その不公平状態を温存することになると思います。休止をいつまでされるのか、今後も不公平課税のまま続けられるのかどうか、それでいいのかどうかをお尋ねします。固定資産税が変わってくるんですよ。

**○議長（牛嶋利三君）**

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

税のことに関する分で、私が直轄する部分ではございませんけれども、今税務課も課税を基にしているのは、土地台帳とか登記簿とか、そういう面積でございしますが、議員がおっしゃっている部分で実測が違うというようなことはありますけれども、基にする部分はその土地の登記簿の面積及び土地台帳の面積になりますので、そういうことで課税はされているかと。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

その基になる面積が違っているから、不公平課税ということをおっしゃっているんですよ。

ここで、これは止めておきましょうか。市長、私もあんまり突っ込むことはあれですので。事項5番に行きます。

まず、再調査区域が国の地籍調査負担金の対象であるということは、さっき執行部の説明で分かりましたが、令和4年2月7日の全員協議会的时候には、はっきりした説明は、そこからはなかったと思います。議長、そのときに配られた資料を新しい議員さん方はもらっていらっしゃらないし、その資料の配付を求めたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

どうぞ配ってください。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

その令和3年の2月7日に議員さん全部もらってありますが、その全協の資料を配付願います。

○議長（牛嶋利三君）

それは準備してあつとですか、執行部。（発言する者あり）そうやろう。古賀議員が持つとつとやないとですか。（「私がありますよ」と呼ぶ者あり）いやいや、新しい議員さんあたりが持ってなからうから、配付していいですかということでしょう。（「私が配付する」と呼ぶ者あり）持ってあつとなら配付してください。執行部は何も……（「これは執行部からもらった資料ですが」「事前に言うのかならん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「なら、これをコピーしてもらっていいですかね」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。（「事前に言うとかんけんじゃん」と呼ぶ者あり）ちょっと確認するけど、新しい議員さんたちが

それを持つとかんと質問の分からないなら……（「分からないと思います」呼ぶ者あり）そしたら、ちょっとコピーばしてやってください。（「議長、時計ば止めてもらってよかですかね」と呼ぶ者あり）いや、それは駄目ですよ。それは前もって通告しとらんから。（発言する者あり）

ですから、私が聞きたいのは、2月7日の全協の資料の中に、再調査区域が国の地籍調査負担金の対象であるということ、それは国は補助金の対象になるという意味でしょうから、この2月7日の図面のどこにそういうことが書いてあるのかということなんですが、もう2月7日に済んだとおっしゃるからですね。高田の再調査区域が国の地籍調査負担金の対象になる、補助の対象になると言っているわけですから、その言葉がこの2月7日の文章のどこに書いてあるかということをお尋ねしております。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

すみません、私がそのときの資料をちょっと手持ちにはございませんのですけれども、当時、説明しておいた際は、市長の答弁にもありましたとおり、再調査の取扱いになるということは確認をしております。その旨で説明をしております。

ただし、答弁の中にもありましたとおり、未調査地区がまだ多い状況ということも当時説明しております。当時の部分よりも進捗率としては伸びておりますけれども、福岡県が今進捗率が76%、全国で見ると52%という数字でありまして、まだまだ国土調査そのものがまだ全国で見れば半分という状況の中であるという状況も御説明をして、再調査への負担金の対象地区ではありますけれども、その補助が厳しい状況であるということで御説明をしております。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

厳しい状況であるということは分かりますが、再調査が国の補助がつくということは、この2月7日には、私ははっきり分からなかったんですよ。この文書のどこを見てもそういうことは書いていないですもん。

じゃ、高田地区が再調査の対象になるということは、いつ分かったんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

再調査を休止するという段階ですので、令和4年2月7日の全協以前には、もうそういうことで把握はしております。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

2月7日の全協前には分かっておった。では、それは国に対して再調査の事業要望書を出されたのか、または、前課長からの引継ぎとか、課内の文章とか、何か根拠となる書類はありますか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

当時の御説明でも申し上げておりましたけれども、国土調査の10か年計画というのがございまして、その第7次10か年計画に再調査する意向での計画としては載せておりました。

そのときに、その休止というふうな部分を検討し、議会のほうに御説明申し上げたときに、県とか国のほうには休止の意向であるということもその後伝えてはおります。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

いや、私が言っているのは、再調査区域が国の地籍調査負担の対象になるとおっしゃっているから、それは当然、事業実施要望を出さんと分からないでしょう。国がみやまの高田地区の再調査を認めますよということですから、それは国にそういう要望書を出さんと分からないですよ。要望書を出してあるはずですよ、こういう言葉を使うということは。国に出したその要望書を見せてくださいと言っているのです。私も国土調査課長を山川のときも、みやまのときもやっておりますので、ある程度のことは分かるんですよ。要望書を出して初めて国がみやまの再調査を認めましょうということですから、その要望書が出るとははずですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

**○国土調査課長（松尾秀勝君）**

先ほども申しあげましたとおり、その第7次の10か年計画には、再調査をする意向の旨で計画は上げております。

具体的な実施計画ということに関しましては、事業を行う前の準備段階から始めていきますので、三、四年前からそういうふうな作業に入っております。それが当初、令和4年次に行く段階のまだ前で再調査の休止は検討をして、議会のほうに御説明しておりましたので、具体的な計画要望というのは、県のほう等にはまだ提出する以前の話であります。

**○議長（牛嶋利三君）**

8番古賀義教君。

**○8番（古賀義教君）**

では、再調査の事業実施要望は出していない、それを出してみないと、実際計画はあっても国、県が認めるかどうか、補助率を何%にするかどうか分からないじゃないですか。じゃ、そういう要望書も出さずに休止を決めるんですか。国が認めるか、認めないかが分からない、補助率を何%にするか分からないのに休止をするんですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

松尾国土調査課長。

**○国土調査課長（松尾秀勝君）**

繰り返しになりますけれども、先ほど言いました国のほうに対する計画としては、第7次10か年計画のほうには載せておりましたことです。

議員がおっしゃる分で、具体的な要望というふうな部分で作成していく資料としては、実施計画の4年ぐらい前から作業に入りますので、要望は計画としては上げていたということです。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

8番古賀義教君。

**○8番（古賀義教君）**

計画は出している、県に実際、要望を出していないのに、その補助対象になるか、ならないか分からない、何度も言いますが、補助率が分からない、それを休止に持っていくとい

うことはおかしいと思いますよ。まだ、要望も出していないし、補助率も分かっていないのに、自主財源が多く要るから休止しますと、そういうことがあっていいんですか。それは議会軽視ですよ。議会軽視じゃなくとも私を軽視していますよ。事務手続をやっていないのに休止とおっしゃる。どこで補助率が低いから自主財源を突っ込まないかんからやめますとか、何でそういうことが言えるんですか。まず要望書を出してからでしょう。面積を含めた、みやま市は高田地区を2ヘクタール計画しておりますと、そういう要望書を出して、それから国が分かりました、補助率を70%とか、通常は75%ですたい、どれくらいつけますと、それを見て判断するんでしょうが、休止するかどうか、自主財源が要ると書いてあるから。その要望書を出していないのに、何度も言いますが、何で休止とか分かりますか。自主財源が足りないとか分かるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

市長からの答弁にもあったとおりでございますけれども、補助対象地区ではありますということも当然、確認しておりました。具体的なその補助の割合については、実務的な話で県の担当者と今後の再調査の意向を出した場合の見込み等についても十分話はしてきております。その中で、対象ではあるが補助がつくかどうかということまでの返事がいただけなかったということもありますし、先ほど申し上げましたまだ未調査地区が多いということもあって、そういう判断をしてきて御説明をしてきているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

私が言っておるのは、計画はあっても実際、どれくらいをみやま市が考えておりますという要望書を出していないから言っているんですよ。実施計画の要望書を出していないんでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

松尾国土調査課長。

○国土調査課長（松尾秀勝君）

実施計画の要望書というのは、先ほど申し上げましたけれども、第7次第10か年計画の中

では再調査をやる意向で計画としては提出しております。

○議長（牛嶋利三君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

10か年計画じゃなくて、県にそういう要望書を出すじゃないですか、実際、登記する三、四年前には。その要望書が出ていないんですよ。要望書も県に出していないのに休止とか、そういうことが何でできるかということ私は聞いているんですよ。そこがもう第一間違いじゃないですか。県に対して要望もしていないのに、つくか、つかんかも分からない、補助率も分からない中で休止ですよ。これは高田地区にとっては大変なことなんですよ、休止するということは。まだ先にどんなに大変かは出てきますけれども、まずここをクリアせんとなんか先には行けませんよ。何で出さないままで休止を決められたのか。簡単にそんなことをやってもらっても、そういうことができない、してはいけないためにちゃんと総合計画にうたってあるんですよ、これ。簡単に変えられない計画ですよ。それが総合計画と私は思っています。この内容をそう簡単に、県に対して要望書も出さずに休止とか、そういうことはあり得ないですよ。歴代の部課長さんたちがこれをつくっていらっしゃるとですよ。やはり高田町はやり直さんといかんと。その10か年計画のまだ5年しか過ぎていないのに、要望書も出さずに休止するという、そういうことが本当にできるんですか。私には到底そんなむちゃくちゃなことができる総合計画とも思わないし、要望書も出さずに高田地区をそのままほっとくという、そういうことは経験者としてもできないですね。

ですから、まずは要望書を出してから国、県の意向を聞いて、補助率について、例えば通常は75%、市が25%ですたい。20%は起債がきくから、起債については後で返ってきますので、実質5%、みやまの今の人員でできる年間の面積というのは30,000千円ぐらいですよ。30,000千円の25%、その20%起債ですから、あと5%はそれが手銭ですたい。そういうことがまだ分からない。じゃ、75%つくのか、70%つくのか分からない、そういう中で休止と言われるから、私は経験者として、あまり怒るとまた言われますので、憤慨を覚えるですよ。そんな簡単なことで、高田地区の個人の財産を止めて、売買するときには個人がお金を払わないかん、測量代を払わないかん、そこが私にはそういうことを簡単に決められることが私には分かりません。

ですから、市長、まずは要望書を県に出さないかんとですよ。それからですよ。そして県

がどげん言うてくるか、それを出していないということは、私には出さず休止を決めるということは到底理解ができないです。そこら辺はどうなっているんですかね。

**○議長（牛嶋利三君）**

ちょっといいですか。

古賀議員がこの資料、これは令和4年度、22年度に向けたこの計画ということで、これは国土調査課のほうから全議員に全協のときに配付されておる資料やろうと思うんですね。これに基づいた説明があっておると思うんですよ。

それで、このくだりの中で、ちょっと私は字が小さくてごめんなさい、目がちょっと不自由なので、ちょっと局長にこれは皆さんに分かるごと、ちょっと読んでみてください、このくだりを。ここにその理由も、この答弁書にも載つとるごたつですよ。ちょっと読んでみてください。

**○議会事務局長（柘嶋晋治君）**

それでは、私のほうから朗読いたします。

国土調査の再調査は、現行の国の第7次10か年計画に、また、市においては、第2次総合計画において推進するとしておりますが、近年の国、県からの補助金も、未調整地区が優先されることから、再調査への補助金が十分でない状況であります。

また、調査に要する年数も、今後20年以上はかかる見込みでもあり、市独自の財源で行っていくと相当な事業費を要するものと考えられます。

以上のことにより、再調査については休止することとし、次年度の予算を編成していきたいと考えております。

**○議長（牛嶋利三君）**

それから、この答弁書、市長が古賀議員さんの質問に対してのこの5点目で、国土調査を休止ということについては、5点目、国土調査の再調査についてでございますが、高田地区における再調査は平成17年4月1日付で国土交通省通知である地籍調査を再度実施する地域の取扱いについてにより、国の地籍調査負担金の対象にはなりますが、未調査地区が優先されることから、再調査への補助が見込めない状況であります。

それで、このことについて、令和6年度に登記完了の予定でございますが、これをもって本市での国土調査は全て調査済みとなります。この答弁も市長がさっき言われたと思うけど、持ってあるでしょう。（「持ってあります」と呼ぶ者あり）



8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

私が言いたいのは、再調査地区が国土調査の対象にはなるんですよ。しかし、対象にはなっても、実際の要望書を出してみんと分かんたんですよ。その要望書を出さないけん、私は言いよつとですよ。国に対して要望書も出さずに。普通、出すんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

これはちょっと待つかんですか。これは結局、令和4年度に向けたこの計画ということで、国土調査課が全議員さんにこれは説明もしてあるしですね。（「そのしてある中に、調査負担金の対象であるということは載っていないんですよ、これを見よると。この説明には。だから、私は分からなかったんですよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

一番末尾には、以上のことにより、再調査については休止することとし——次年度ですたいね——このことに次年度の予算を編成していきたいと考えております、この結びになつとつですよ。それで、そのような計画があれば当然そのことについての今、古賀議員がおっしゃるような国、県等への要望、調査費用が莫大な費用がかかるというような質問をしてあるから、これは市の負担、財政だけではちょっと負担が重過ぎるというようなことで、国、県の補助対象になるような計画を進めていくということじゃないですか。

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

ですから、どれぐらいの補助率がつくというのは、実施要望書を出して、それから、じゃ2ヘクタール出したから、いや、ちょっとそれは多過ぎるけん1ヘクタールにしてくれと言われた場合、その1ヘクタールをやればいいんですから、その補助率についてはまだ出してみんと分かんたんですよ。その要望書を出してくださいと言いよつとですよ。

○議長（牛嶋利三君）

この一般質問の中でその要望ばせんですか。なぜせんやったかやなくしてですよ（「そんない出してくださいですたい、まずは」と呼ぶ者あり）今からそういった高田地区関係あたりで、旧国調の関係あたりで1000分の1というようなことですから、何かがあった場合は、実際、起点から測量してこうすれば1メートルぐらい変わってくるということですよ、1000分の1ですから。だから、そういうふうな旧瀬高、山川と差異があっちゃいかんというようなことば言ってあつとでしようが。だから、そういうことの不平等性をなくすために、

再度調査費がかかることやったら、国、県の助成を受けてやられるような手続をされるような申請をしてくださないと、そういうふうな質問というか、要請ばせんですか。（「議長、時間です」と呼ぶ者あり）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

時間ですので、議長。ですから、その要望書を出していただくということでよろしいんですかね。（発言する者あり）まだ先がありますので、次回でよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

よかですよ。（発言する者あり）

ちょっとここで結んでください。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

要望書の提出をお願いしたところで終わります。それを検討しとってください。（発言する者あり）

次回にいたします。検討をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら、ここで暫時休憩をして、52分から、10分間だけちょっと休憩を入れます。

午前11時42分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開してまいりたいと思います。

午前中の質問者は黒田先生で3人目ということで、大変時間が、恐らく質問中に12時15分、休憩時間中に入るかと思えます。それで、時間が足りなかった部分は午後の1時半からのまた再開に向けて御理解と御協力をひとつよろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、続きまして、3番黒田清隆君、一般質問を行ってください。

○3番（黒田清隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番議員黒田清隆です。ただいま議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。御視聴のほどよろしく願いいたします。

先月の2月26日に市内の小学校に通う児童が給食の時間に喉に詰まらせて亡くなるというとても悲しい事故が起きました。御両親、御家族の皆様の悲しみはいかばかりと拝察いた

します。心よりお悔やみ申し上げます。このたびの御不幸、誠に残念でなりません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

私の一般質問は、水害対策の取組についてです。

水害などの災害で一番被害を受けるのは弱者です。幼児、高齢者、女性などが一番被害を受けると思います。

令和3年8月の大雨により、瀬高小学校、国道209号線と国道443号線の交差点、福岡銀行付近で大きな水害被害をもたらしました。私も水害被害に遭ったことがあります。約50年前の小学生の頃、この付近に住んでおりました。その頃に腰の位置まで水が入る床上浸水を数回経験したことがあります。泥水と一緒に、泥、ごみ、服、材木、草など、あらゆるものが家の中に入ってきました。数時間なすすべもなく、2階から水が引くのを眺めながら待つだけでした。水が引いた後の片づけがまた大変です。家族みんなでごみを片づけ、水で洗い流しました。近所でも一斉に片づけをやっていました。とても大変だったことを覚えています。

政府広報オンラインよりますと、我が国では、台風や集中豪雨などによって、毎年のように水害が発生します。雨が多い日本では毎年、全国のどこかで大雨による河川の氾濫などにより、個人の住宅や資産、公共施設などに損害を与え、時には人命を奪う水害が起こっています。過去10年間の間に約97%の市区町村で水害が発生しております。水害は身近な災害の一つだと言えます。毎年7月から9月は大雨による甚大な被害が予測されます。

広報みやまによりますと、本市の令和2年7月の豪雨災害は、軽傷1名、床上浸水5件、床下浸水22件、道路破損129件、道路埋没19件、橋梁破壊2件、河川溢水1件、内水氾濫6件、河川水害破壊86件、崖崩れ64件です。

令和3年8月の豪雨災害は軽傷1人、床上浸水10棟、床下浸水157棟、道路破壊19か所、道路埋没1か所、橋梁破壊1か所、河川施設設備破壊18か所、崖崩れ43か所です。

近年、線状降水帯の影響で、大雨による被害が甚大化しております。道路の冠水、浸水被害が頻発しています。私は豪雨災害についてあらゆる角度から検証を行い、今後、みやま市で起こるであろう豪雨災害に備えた対策が必要だと思います。みやま市では現在、先行排水と田んぼダムを実施されるとお聞きしています。経過について市長にお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、黒田議員の水害対策の取組についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の先行排水についてでございますが、近年の気象変動による異常気象で、全国各地で起こる自然災害は、これまでの想定をはるかに超える規模で激甚化、頻発化しております。

本市におきましても、有明海の潮位の影響を受ける矢部川や飯江川流域付近で、頻繁に家屋の浸水や生活道路の冠水被害に見舞われており、市民生活や営農に支障を来しております。

特に、令和2年7月豪雨や令和3年8月の大雨では、被害が広範囲に拡大し、数日間、道路が冠水した地域もございました。洪水対策に関する整備要望につきましては、国や県より河川改修など順次整備を進めていただいておりますが、近年の雨量に対し、ハード対策だけで治水を担うことが非常に困難になってきております。

このような豪雨被害に備えるため、行政、企業、住民など、あらゆる関係者が協働して河川流域全体の水害を軽減させる治水対策として、流域治水を計画的に進めていく必要があります。

この流域治水の取組の一環として、近隣自治体において掘割やクリークを活用し、事前に水路の水を放流する先行排水により、貯水容量を増やし、大雨による被害を軽減する取組が非常に大きな効果を発揮していることから、本市におきましても、特に被害が大きい瀬高町南校区や高田町竹海校区において先行排水に取り組むことといたしました。

当該地区には、多数の幹線クリークが整備されておりますので、地元水利権者と協議を重ねた結果、令和3年度より東津留水路、浜田水路、長島水路、高田東部水路の4路線を選定して、先行排水を実施しているところです。

今後も地元関係者と連携を図り、多くの方々に理解を得ながら、先行排水を推進してまいります。

次に、2点目の田んぼダムについてでございますが、先ほどお答えしましたように、令和3年度から先行排水を開始しておりますが、先行排水を単独で行うよりも、田んぼダムと併せて行うことで、水田の貯水機能を高め、より一層の水害対策効果が期待されることから、令和5年度より実証実験として開始しております。

この田んぼダムにつきましては、水田の排水ますに堰板を設置することで、排水を緩やかにする効果があり、西竹飯地区の西竹飯環境保全委員会の御協力の下、19ヘクタールの水田において、昨年8月までの期間、実施をしたところでございます。

以上、答弁をさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

まず、先行排水についてお伺いします。

先行排水とは、大雨が予想されるときに、事前に水路の水を低下させ、貯留機能を高める取組です。

本市では令和2年、令和3年の大雨により浸水被害を受けた南校区、長島、海津地域で、令和3年度より4か所の幹線水路の先行排水が行われています。この令和3年度から令和5年度までの3年間でどのような研修が行われたのか伺います。

まず、先行排水は、農家の方々の理解と協力がなければ成り立たない取組です。農家の方々の理解、協力は得られたのでしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

私のほうから、黒田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

先行排水に対しまして、地元の方々の理解は得られたのでしょうかということですが、すけれども、本市と地元関係者による先行排水に関する協議を重ねております。

その結果、先行排水を今実施していただいております営農者や水利権者には理解、協力が得られるようになってきたと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、先行排水を行う実施基準をどのように決められているのか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

先行排水を行う基準ということでございますけれども、基本的な考え方といたしましては、24時間雨量150ミリかつ断続的な雨量が見込まれる場合に先行排水を計画いたしておるところでございます。

昨年は地元と協議をする中で、空振りしてもやってくれというような後押しをいただきましたので、基準に満たない場合も積極的に先行排水を実施しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番黒田清隆君。

**○3番（黒田清隆君）**

分かりました。

次に、みやま市内で先行排水によって得られる雨量の貯留量はどれほどでしょうか。数値化して説明してください。よろしくお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

お答えいたします。

先ほど市長の回答にもございましたように、先行排水を実施している東津留水路、それから浜田水路、それから長島水路、高田東部水路の4つの路線で総延長が18.9キロメートルになっております。

仮に、水位を1メートル下げたとしてですが、約29万トン、この雨量を貯水することができますようになります。25メートルのプールでいいますと、約600トンということでございますので、換算しますと約480杯分ということになります。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番黒田清隆君。

**○3番（黒田清隆君）**

ありがとうございます。

次に、先行排水が浸水被害の軽減にどの程度効果があったのか。実施しなかった場合と比

較するとどうだったでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

先行排水を実施しなかった場合との比較とのございますけれども、令和3年8月の大雨では、1週間に1,000ミリを超える雨が降ったところのございます。

降り始めから2日間ぐらいは、先行排水が効果を発揮したというふうに考えておりますけれども、この雨は1週間ほど長期化したというところもございまして、本線の矢部川、この水位が上昇いたしまして、自然排水ができなくなったところのございます。その結果、冠水被害が広範囲に及んだということのございますけれども、このようなことから、先行排水は短期間の大雨に対して効果を発揮するというふうに考えているところのございます。

一方、令和4年8月16日から17日の2日間で、時間雨量が最大で71ミリ降っております。令和5年6月29日から7月1日までの4日間では、時間雨量の最大は35ミリ程度のございましたけれども、総雨量が324ミリ降っておるところのございます。

次に、7月7日から10日までの4日間では、総雨量が240ミリ降っておるところのございます。いずれも先行排水を実施しておったということのございますけれども、道路などの冠水被害は発生したという報告はいただいているところのございます。雨の量や潮位の関係で比較は非常に難しいというふうに思っておるところのございますけれども、地元関係者の方々から、先行排水に対しまして感謝の言葉をいただいたところのございます。

令和4年と令和5年は先行排水を実施していなかった場合は、何らかの被害が発生したんじゃないかなというふうに思っておるところのございます。そういうことから、やはり効果はあったというふうに考えておるところのございます。

以上のございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。先行排水に効果があったということです。

次に、先行排水を行った場合、雨が降らなかった場合、先行排水を行って雨が降らなかつ

た場合、迅速に今度、重水をしなくちゃいけないんですけれども、迅速にどこからどのように重水するのか教えてください。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

先行排水する上では非常にこの重水問題というのも一つの課題だというふうに考えているところでございます。

東津留水路、それから浜田水路、長島水路、ここにつきましては、筑後川からの筑後導水を活用できることになっております。末端まで水を導くには、やはり二、三日程度は要するということとなりますけれども、重水は可能ということでございます。

なお、高田東部水路、ここにつきましては、筑後導水が活用できませんので、山川のため池、蒲池山のため池になると思いますけど、ここを放流して、注水することになると思います。そのためには、やはりため池の管理人さんをはじめ、受益者にまず御理解をいただくことが必要だということでございますので、やはりため池からの重水については非常にハードルが高いというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。問題があるかと思うんですけれども、よろしくお願いします。

次に、水門の操作はほとんどが手作業になっております。水門の迅速な開閉が求められ、大変な労力と時間がかかります。操作人の高齢化、複数人体制が問題となっております。水門の操作の電動化はできないのでしょうか、伺います。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

操作人の高齢化でございますとか、あるいは担い手不足、この部分が非常に課題になっ



ているというふうに認識しておるところでございます。

先行排水の回数を増やせば、手動で行う水門、この操作につきましては、高齢者にとって非常に大変な労力でございます、危険も伴うというふうに考えておるところでございます。

地元行政区の方からも、先行排水には協力するので、水門の電動化も併せて推進してほしいというふうな要望も受けているところでございます。

現在、本市のほうでは、先行排水を推進している水門を優先しまして、電動化を進めておるところでございます。来年度にも3か所の水門電動化の予算を計上させていただいているところでございますが、今後も県営事業でございますとか、あるいは県単事業、それから、緊急自然災害防止対策事業債など、こういった起債事業を十分活用しまして、計画的に水門の電動化を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番黒田清隆君。

**○3番（黒田清隆君）**

ありがとうございます。

次に、先行排水の排水が多くなるほど水路ののり面の浸食による崩壊が考えられますが、どのように対策、対応されているのでしょうか、伺います。

**○議長（牛嶋利三君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

お答えいたします。

先行排水を行う幹線水路は護岸整備などを進めておりますので、幹線水路の護岸が崩壊するようなことは、あまり考えられないところでございます。

しかしながら、枝のほうになりますと、そこからつながっております未整備の水路等もございます。ここにつきましては、やはり先行廃止によっての水位が上下していくということでございますので、そういった場合ののり面の崩壊でございますとか、あるいは水路底の侵食、こういった部分が考えられるところでございます。私たちも現場確認をいたしまして、水路機能に支障を来すというような場合でございますならば、補修等を考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、夜間の大雨の中での垂直階段の上り下りなど、水門開閉作業はとても危険です。夜間の照明など、水門施設の安全対策、改善はどのように考えられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

垂直階段や照明のない箇所での操作は、大変危険な作業であるというふうに考えておるところでございます。

スペース等の確保の問題もございますけれども、現場状況を十分確認しまして、可能などところにつきましては、やはり電動化と併せて整備を実施していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩させていただいて、午後の会議の13時30分からの再質問というようなことでよろしいでしょうか。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後の会議再開は13時30分とします。

午後0時16分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、午後の一般質問を続けてまいります。

3番黒田清隆君、午後の質問を行ってください。

○3番（黒田清隆君）

午前につき、先行排水についてお伺いします。

次に、流域で治水対策を進めるために、農家の皆様はじめ、住民の方々、地元の方々に先行排水のシステムを理解していただき、そのことが今後、拡大充実につながると思います。

地域住民の関心を喚起し、水害のリスクや治水、流域治水の重要性の理解を深めるために啓発活動が必要だと思います。啓発活動はどのようにされていますか、伺います。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

毎年、広報みやまの6月号に災害に備えるテーマの特集をいただいているところでございます。2020年6月でございますから、約2年前でございます。紙面の都合上、簡単な記事ではございましたけれども、流域治水と先行排水につきまして市民の方々へ周知をしてまいったところでございます。

詳しくお知りになりたい方には、QRコードから国の流域治水プロジェクトが御覧になることもできるようになったところでございます。

また、地域の出前講座などでは総務課と建設課のほうで出向くことがございますけれども、このような機会を活用しまして、建設課からは流域治水、それから先行排水、その理解と協力を求めているところでございます。

今後、ホームページ等も活用いたしまして、広く周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

先行排水のことについてちょっとまとめてみたいと思うんですけれども、先行排水によって確保された雨水貯留量が、先ほど言われましたけど、約29万トンと数値化されました。25メートルプール約480杯分という数値化することによって市民の皆様に説明しやすくなるかと思えます。

先行排水は新たなインフラを整備することなく貯留機能を高める重要な取組です。予想降

水量の判断は難しいと思います。先行排水が、浸水被害の軽減にどの程度効果があったのか、実施しなかった場合と比較すると難しいのですが、浸水リスクの低減に効果があるんじゃないかと思います。

令和3年度より令和5年度まで3年間を経てこの先行排水の取組が着実に定着してきたと思います。

また、令和4年3月に地元水利権者との協議を重ねた結果、高田堰の水門の操作見直しにより先行排水を実施することができ、それにより飯江川やその枝水の水位を下げることができました。これも大きな要因と考えます。

しかし、実施するタイミング、雨が降らなかった場合の迅速な重水の問題、それと、どこから補水するか、また、水門開閉の高齢化、電動化の問題、また、水門施設の安全対策などの課題も多くあるかと思います。

先行排水は何よりも農家の方の理解と協力がなければ成り立ちません。令和6年度以降も農家の方々の理解を得ながら先行排水の取組を推進していただきたいと思っています。

農家の方々の営農活動に支障がない範囲で広げていってほしいと思います。また、将来的に先行排水が市全域の集落内の水路まで広がることが望ましいと思います。どのように思われますか、お伺いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

お答えいたします。

黒田議員さんより御指摘いただきましたように、先行排水を取り組む上では、まずは水利権者、それから営農者、この方々の理解や協力が不可欠であるというふうに考えているところでございます。

あわせて、重水の問題でございますとか、水門操作人の高齢化や担い手の問題、それから電動化の問題、こういった課題もございませけれども、引き続き啓発を図りまして、関係者の方々に先行排水を理解いただくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、田んぼダムの方の質問に移りたいと思います。

次に、田んぼダムについてお伺いします。

本市は1次産業が盛んで、各地域に水田が点在しております。田んぼダムとは大雨が降ったときに雨水を水田に一時的に貯留し、水田からの流出量を抑制し、下流の農耕地や住宅地の洪水の被害を軽減する目的で実施するものです。これは豪雨のときの浸水被害緩和の一つで、治水施設を補完する役割を目的としています。

令和3年の高田堰の水門の操作見直しにより、令和5年度から田んぼダムに取り組まれているとお聞きしています。取組の効果をどのように認識されているか伺います。

まず、田んぼダムは先行排水と同様に農家の方々の理解、協力がなければ成り立たない取組です。田んぼダムを行うことによる農家の方々のメリットはなく、デメリットだけが考えられますが、理解、協力が得られたのでしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

田んぼダムにつきましては、農家さんの御協力が必要なことから、私たち農林水産課のほうで取り組んでおりますので、私のほうから答弁させていただきます。

田んぼダムについての農家の方々の理解、協力は得られているのかという御質問ですけれども、近年の集中豪雨による水害防止としまして、先行排水と同時に田んぼダムを実施することを農家さんのほうに説明を行いまして、取組の御協力をいただいております。よって、理解と御協力は得られてあると思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、田んぼダムを行う上で水稲の育成に問題はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

水稻の育成に問題はないかということですが、田んぼダムの設置の時期につきましては、苗を植えた頃、ちょうど6月下旬から7月上旬になるんですけれども、その時期の水田に浸水、要するに深水を行うとジャンボタニシの行動が活発になりまして、田植後の稲の食害になります。

令和5年度につきましては、この時期に集中的な大雨もなく、また、水田の適正管理が行われていることから被害はあっておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次にですけれども、田んぼのあぜ、あぜの崩落、それと雑草問題、これはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

あぜの崩落や雑草問題はということですが、昨年、令和5年度の状況から判断しますと、先行排水と並行して田んぼダムを実施していれば畦畔の崩落はなかったと思われております。

また、雑草の問題ですが、田んぼダムによる雑草の被害は無関係となっておりますので、雑草問題はなかったと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、雨水の貯留量ですか、田んぼダムをすることによって雨水の貯留量はどれほどで

しょうか。先行排水と同じように数値化して説明をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

雨水の貯留量ということですが、昨年、令和5年度に実施をした地区、西竹飯地区で取組を行っておりますけれども、この面積を試験的に19ヘクタールということしております。貯留の高さを通常より5センチ高くしまして、貯留できた想定で25メートルプール、1つのプールで約600トンあるんですけれども、これで換算した場合につきましては約16杯分ということで想定をしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、令和5年度の田んぼダムの効果があったのかということをお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

令和5年度の田んぼダムの効果はあったかということですが、先ほどお答えしました先行排水と併せて行ったことによりまして、令和5年度につきましては、実施地区の下流の水害による冠水被害もなく、効果はあったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、今後も田んぼダムが行われるかと思っておりますけれども、令和6年度以降の課題は何でしょうか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

令和6年度以降の課題はということですが、田んぼダムに取り組んでいただいた地域、この地域が継続して取り組んでいただくために啓発活動を進めていくとともに、新規に実施する地区に田んぼダムの重要性を説明しまして、先ほど言いました先行排水と同時にするという説明をしまして、やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

次に、先行排水と同様に、啓発活動はとても重要だと思います。今後の啓発活動はどのように行われますか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

啓発活動につきましては、広報みやまや市のホームページによる周知につきましては、先行排水と同様に考えております。

また、令和5年度に田んぼダム実施中というのぼり旗を作成しております。今ちょうど農林水産課の入り口付近にもかけておりますけれども、この旗を現地に、実施していただく地域に設置することで、現地を見ただけで取り組んでいることが分かるようにPRをしていく考えであります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

ありがとうございます。

田んぼダムのことについてちょっとまとめてみたいと思うんですが、先行排水と同様に、田んぼダムによって、先ほど言われました確保した貯留量が25メートルプール約16杯



分と数値化されました。先行排水と田んぼダムによって雨水貯留量が25メートルプールに換算すると、先行排水が480杯分、それと田んぼダムが16杯分ですので、496杯分、約500杯分と数値化されたと思います。25メートルプールで500杯分、先行排水の田んぼダムで約500杯分の雨水貯留量ができたとと思います。このことによって、一時的にはありますが、みやま市内に25メートルプール500杯分の雨水貯留量ができたとということかと思えます。数値化することによって市民の皆様にも説明しやすくなるかと思えます。今後も予想降水量の判断が難しいのですが、田んぼダムは治水対策としてもとても有効だと思えます。構造的には、現在設置してある排水口を大規模に改造するものではなく、排水路に流す流量の管理も必要としていません。設置する工作物に関する材料費も安いことから、小さな費用で設置が可能で簡単に設置でき、高い即効性が得られます。浸水被害対策に効果が得られるとされています。

しかし、先行排水と同様に、農家の方々の理解、協力がないと成り立たない取組です。今後も関係機関と協議を重ね、農家の皆様の理解を得ながら進めていきたいと思えます。どのように思われますか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

坂本農林水産課長。

○農林水産課長（坂本生治君）

おっしゃられているとおり、農家の皆さんの御協力がないと、この田んぼダムについては実施は成り立たないものです。

今後の予定につきましては、農家の皆様の御協力をいただきながら、田んぼダムの実施地区の拡大を行いまして、先行排水と同時に行うことで、みやま市の治水対策の強化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

最後に、令和3年9月8日に古賀議員と奥菌議員が治水対策について一般質問されています。

奥菌議員の答弁で、市長は、内水氾濫を根本的に抑えるには河川の改修や排水機場の増強対策などの治水対策の強化が必要です。作出・文廣地区、堀切・浜田・泰仙寺地区に新たな

排水機場の整備を要望している。できるだけ早期に整備いただくよう、国や関係機関に働きかけを行っていくと答弁されています。

令和2年7月、令和3年8月の豪雨で、南校区、長島・海津地区で内水氾濫で大規模な水害が起きています。ちょっと小さいので見づらいんですけども、これはみやま市の地図ですけれども、（地図を示す）これは令和3年8月の冠水状況の図です。ピンクの線が瀬高町、黄色の線が高田町、緑の線が山川町です。水色の部分が冠水状況で、図を見ていただくと分かるかと思うんですけども、瀬高町と高田町の一部が冠水している図です。

瀬高町の面積は37.75平方キロメートル、冠水面積は3.5キロ平方メートルと聞いています。冠水部分は山間部を含めた瀬高町の約10%が冠水しています。高田町も広い範囲で冠水をしています。

次にですけども、この図が、これはみやま市が発行している南校区の防災マップです。（地図を示す）この図でも分かるんですが、ちょっと見づらいですけども、青い斜線部が過去に浸水したエリアです。南校区の大体80%から90%が過去に浸水したエリアです。ここに黒い線で斜線を引いているんですけども、ここが保健医療大学跡地です。大学跡地周辺も過去に浸水したエリアに入っているということです。

令和9年に大学跡地にワンヘルスセンターが供用開始の予定です。日本全国、全世界の人がみやま市に注目していると思います。

私は10年後、20年後、この周辺の風景を思い描きます。いろいろな建物が建てられ、とても変化しているのではないのでしょうか。これから先、令和2年、3年の豪雨が起こらないとも限りません。また、今年、来年にもこれ以上の豪雨災害が起こらないとは言い切れないのです。それまでに水害に十分対応できるシステムを構築しなければならないと思います。

以前、私はみやま市の近郊から南校区に移住してきた方とお話をする機会がありました。その方が言われるには、この周辺に内水氾濫が起こることを知らなかったと。大雨のときはとても怖い。引っ越してこなければよかったと言われていました。

今、みやま市が抱えている課題の中でも、移住・定住の問題はとても大切な問題です。しかし、水害対策も重要な課題と思っています。

2023年、国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と述べました。

近年の猛暑や豪雨などの異常気象は、温室効果ガス排出の増加に伴う地球温暖化の原因の

一つと考えられています。例えば、地球の平均温度が上昇すると海や海面から蒸発する水分が増加します。具体的には、気温が1度上昇すると水蒸気の量が約7%増えると言われてい  
ます。水蒸気の量が増えると大雨の雨量も増加し豪雨の発生につながるものです。このよう  
に、地球温暖化は異常気象を引き起こす原因の一つとされています。

世界気象機関によると、暴風や洪水、干ばつといった気象災害の発生件数が、1970年から  
2019年の50年間の間で約5倍に増加していると言われてい

ます。テレビの気象ニュースを見ると、気象予報士が経験したことがないような大雨、想定外の  
雨量と伝えることが多くなってきました。毎年起こるであろう地球温暖化に伴う災害です。

現在、堀切排水機場と川内排水機場の間に新たに水中ポンプの工事が行われています。新  
たな水中ポンプ工事で内水氾濫の治水対策に十分でしょうか。現在の先行排水、田んぼダム  
の取組だけで水害対策システムは十分でしょうか。

財政的な問題があることは重々承知していますが、新たな排水機場の新設、既存の排水機  
場の増強工事などが必要ではないでしょうか。できなければ、ほかにどのような対策を検討  
されているか、市長にお伺いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

お答えいたします。

令和2年7月豪雨により本市は甚大な被害を受けました。その年の10月に国土交通省水  
管理国土保全局に対し排水機場整備の要望をいたしておりますが、まずは先ほども出ておりま  
したけど、国が示します流域治水プロジェクトに基づき、ハード対策、そしてソフト対策と  
の組合せによって、頻発化、激甚化しております大雨の被害軽減に努めてまいりたいと考  
えております。

そこで、今現在、本郷の作手地区には、矢部川の側でございますが、国土交通省よりマス  
プロダクツ型排水ポンプ施設の現場実証に本市を選んでいただきました。

施設設備は完成をしているようですので、これから試運転等に入っていく部分もあると思  
いますが、間もなくこの実証実験がスタートいたします。今年度中にマスプロダクツに関し  
ては試験運転もやりますし、エンジンについては、汎用のエンジンということで自動車の  
ディーゼルエンジンを使っているというふう聞いておりますから、よその場所にある排水

機は特注でつくりますので、物すごくお金が、何億円とかかるような施設で、修理等も時間がかかるわけです。汎用のマスプロダクツですと、故障したときはエンジンを交換すれば、すぐできるという施設で、全国で6か所選定されて、本市にその実験ということで選んでいただいて、いよいよ今年から来年度、今シーズンから開始いたします。

そういう部分もあるんですけども、先ほども黒田議員がおっしゃった部分で、堀切の排水機場と川内排水機場にそれぞれ水中ポンプを設置する工事を進めておるところでございますけれども、それだけで十分と言えるかという点、とても十分であるとは考えておりません。

この近年の気候変動による異常気象で、いつ、どんな雨が降るかは本当に想像がつかないわけございまして、今回の整備と、先ほども何度も御質問いただいて、お答えしておりますけど、先行排水、田んぼダムが十分とは言えませんけれども、やはりこれを複合的に運用することによって水害をしっかり抑えられる分は抑えていきたいと考えているわけでございます。

有明海というのは干満の差が激しいところでもございます。先行排水をするにしても、干潮期でないとできないわけでもございますし、そういう部分も含めていろんな方々、あらゆる関係機関と連携を取りながら、水害対策を進めていかないといけないと思っておりますので、いろんな方の知恵を出し合って、先ほども申し上げました流域治水を推進していくことが必要と考えております。

あわせて、やはり国や県の関係機関、また排水機場の整備も引き続き要望をしてまいる所存でございます。

何より市民の皆様がしっかり自分の命を守るという行動を取っていただきたいと思っておりますし、そうなるためには、災害対策本部等を設けまして、その中でいろんな報道をするわけでございます。それを逐一情報、いろんな手法でやっておりますので、それをしっかり聞いていただいた上で避難行動もしていただきたいし、市といたしましても水害対策、いろんなことを進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも御理解をお願いしたいと思っております。御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

3番黒田清隆君。

○3番（黒田清隆君）

市長ありがとうございます。

最後に、今後も関係者の協力を得ながら、冠水、浸水被害の軽減に努めていただき、みやま市の市民が安心して安全に生活できるよう御尽力いただきたくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

#### ○議長（牛嶋利三君）

次は荒巻議員の質問で通告に沿ってやりますが、黒田議員が約30分、このまま引き続き、時間いっぱいまで荒巻議員が質問されれば1時間半ぐらいになりますので、ここで小休止なり入れればいいんですが、どうされますか。ちょっと10分ぐらい入れますか。（発言する者あり）三小田議員どうされますか、宮本議員とか、上津原議員とか意見をちょっと。（発言する者あり）（「続行でお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）

荒巻議員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、11番荒巻隆伸君、一般質問を行ってください。

#### ○11番（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんこんにちは。先ほど午前中から午後にかけて黒田議員さんが質問をされましたけれども、私が通告している内容とほとんど一緒で、もう先ほど答弁もいただいておりますので、できるだけ重ならないように質問していきたいと思いますが、重なりましたらお許しをいただきたいと思います。11番荒巻でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

豪雨災害対策と先行排水についてということで通告をさせていただいております。

平成24年の北部豪雨災害では、本郷地区の堤防が決壊をし、多くの床上・床下浸水被害が発生をいたしました。また、上庄でも床上・床下浸水、それから市内各地でも大変な被害を被ったわけでございますけれども、その後、国は災害復旧事業を進め、6年間かけて矢部川沿いの堤防補強や拡幅工事を行ってまいりました。現在では完成をいたしております。

しかしながら、近年の線状降水帯で広範囲で長時間にわたり強い雨が降り、令和2年から4年、5年においても、毎年、よその地域なんですけど、久留米のゆめタウンや小郡のイオン周辺は、テレビでニュースにいつも取り上げられる浸水が発生しておるような状況でございます。

また、みやま市でも大雨によって、特に南校区や高田町の海津地区が浸水被害に遭っておるような状況でございます。

そこで、国直轄の矢部川と飯江川、福岡県管轄の飯江川と大根川でそれぞれ行われている

事業についてお尋ねをいたします。

先日の全員協議会で報告がありました。先ほど市長の答弁にありました、全国で6か所現場実証されるうちの1か所がみやま市で行われます。作出地区マスプロダクツ型ポンプ設備でございます。それと、堀切・川内排水機場に設置をされる現在工事中の0.2トンの水中ポンプのそれぞれの運用方法について説明をお願いしたいと思います。

次に、福岡県の管轄であります飯江川、これは安手橋上流が県の管轄ということでございますけれども、それと大根川についてであります。

昨年の9月、大根川4地区水利委員会、長島、海津、下小川、大広園で組織をされております。その水利委員会に呼ばれまして参加をさせていただきました。大根川の排水機場は毎秒10トンの排水能力で、平成8年に着工され、平成12年に完成をしております。

当時の排水機場の計画から完成までのことを聞きたいということでございましたので、私が平成8年当時、国会議員の秘書をさせていただいております、山門郡の担当だったこともあり詳しいのではないかとということで声をかけていただきました。私が知る範囲の計画をそのとき報告をさせていただきましたけれども、その後、意見交換をさせていただく中で、飯江川の越水対策、大根川排水機場周辺の草刈り、古島水門の問題、様々な問題を聞いてまいりました。県の直轄でありますので、把握してある範囲で結構ですので、進捗状況をお聞かせください。

それから、先行排水についてもお話がありました。令和6年度、今、予算審議を行っておるところでございますが、先行排水推進事業費の内容について説明をお願いしたいと思います。

先行排水に関する水門は、みやま市の管轄する水門と柳川みやま土木組合が管轄する水門がそれぞれあります。水門にはハンドルを回して上げ下げをする水門と、既に電動化された水門とそれぞれあります。ハンドルを回す水門を、自分でも実際に動かしてみたいんですけども、10センチほど動かすのにハンドルを約80回ほど回さないと上げ下げができません。操作をする人は大変だなということがよく分かります。

操作人さんは地元の区長さんだったり、別の人をお願いをされていると思いますが、そういった苦勞をされている方々に対する手当などを考えられたらどうかということでお尋ねをいたします。

また、電動化をされた水門の電気代がみやま市で払われたり、柳川みやま土木組合で支払

われたり、また地元行政区、地域で支払われたりと差があるようで、これは不公平ではないかなという思いがいたしております。その点どうなっていますか。

以上、お尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

荒巻議員の豪雨災害対策と先行排水についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の矢部川沿いに設置されているポンプについてでございますが、国土交通省が進める排水施設に量産品の車両エンジンを採用したマスプロダクツ型排水ポンプ設備の現場実証が、今年の出水期から開始されることになっております。

運用方法につきましては、これから国や地元関係者との協議後にお示しさせていただきます。

また、市の事業といたしまして、堀切排水機場と川内排水機場にそれぞれ排出能力毎秒0.2トンの中ポンプを設置することとしており、現在工事を進めております。

こちらにも運用方法などは操作員と工事完成後に協議を行うこととしておりますので、マスプロダクツ型排水ポンプ設備と同様に、後日お示しすることになりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の飯江川・大根川の改修事業についてでございますが、福岡県南筑後県土整備事務所河川砂防課からの情報によりますと、大根川排水機場対岸の左岸側320メートル区間で堤防かさ上げ工事が進められており、本年度末に完成とお聞きしております。

今後も、上流側の海津堰までの区間における両岸の堤防かさ上げ工事や、大根川水門付近のしゅんせつ工事が予定されており、この工事によって飯江川の断面がより確保されることになるため、大雨による被害軽減につながることを期待いたしております。

次に、大根川改修事業は、飯江川合流点から大根川橋地点までの約3,800メートルを工事区間として、平成7年度より事業が始まっております。

この事業では、河川の改修以外に排水機場や水門なども一体的に整備されており、現在は、高田町海津区の築切橋の架け替え工事が継続されております。おおむね全体事業の3分の1が完成したところでございます。

次に、3点目の先行排水についてでございますが、今年度の先行排水推進事業工事としま

しては、堀切排水機場、川内排水機場の水中ポンプの設置工事でございます。次年度には50,000千円の予算を計上させていただいており、水門の電動化を3か所計画いたしております。

この水門の役割は、農業用水の安定確保を主な目的とする一方で、治水の機能を有するものでございます。近年の頻発する集中豪雨などにより、治水目的で操作される回数が増加している中、水門の操作人にはボランティアで協力いただいているところがございます。

しかし、水門は市内全域に数多くあり、設置されている本来の目的を御理解いただき、これまで同様の対応をお願いできればと考えております。

最後に、維持費の電気代につきましては、おおむね地元関係者より負担いただいておりますが、先行排水の取組に伴う水門の電動化により、地元が負担する電気代の増加が想定されます。今後も引き続き協議してまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、答弁させていただきました。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番荒巻隆伸君。

**○11番（荒巻隆伸君）**

ありがとうございます。

まず、一番最初の運用方法についてということでお尋ねをさせていただいておりますけど、この作出地区の完成祝いが今度の土曜日に地元で行われるということでございますけれども、操作人さんもまだ決まっていないようでございますけれども、このマスプロダクツの施設はできましたけど、先行排水をする地域じゃないということは、先ほど黒田議員の質問の中で回答を聞いていて、作出地区の先行排水は関係がないというようなことなんですけれども、大雨が降って水路にある程度水がたまって、それから排水をするということにはなるんだと思うんですが、どれぐらいの水位をもって排水を行うのか、そのタイミング、その辺をお尋ねしたいと思ったんですが、まだ操作人も決まっていない、国と協議するということなんですけれども、その辺の考え方が少し分かれば教えてもらいたいと思うんですけど。

**○議長（牛嶋利三君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

荒巻議員さんの御質問にお答えいたします。



先ほどマスプロダクト型の排水ポンプ施設の操作人の御質問もいただいたというふうに思っておりますけれども、ここにつきましては、おおむね地元と一定協議をいたしております。

今、大雨などによる地域の水害問題、こういったものに精通してあります地元の水防団の方、ここにお願いをすることといたしておるところでございます。

それから、どの時点で稼働させるかということでございます。

市長も答弁いたしましたように、今後、国と地元と一緒に試運転、これを行うことにしておりますけれども、そういった操作基準については、そこで協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございますが、これまでマスプロダクト型の排水ポンプ施設と同等型の排水ポンプ車、これは毎秒1トン級でございますけど、それを設置した経過がございまして、大体おおむねそれに準じた運用になるであろうということでございますので、一定国のほうとはそういうふうな方向性で今協議を進めているところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番荒巻隆伸君。

**○11番（荒巻隆伸君）**

国と協議中ということなんですけれども、先行排水と川内排水機場、堀切排水機場、ここに設置して、工事中である水中ポンプ、これは先行排水と同時なのか、先行排水をした後、一定排水機場の水位が上がって、水中ポンプと川内と堀切、同時に動かそうということなのか。例えば、水中ポンプのほうが水深が深くて早めに稼働させられるとか、何かその辺の、川内と堀切の、そっちの運用についても少し説明をいただければと思うんですけど。

**○議長（牛嶋利三君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

お答えいたします。

堀切と川内の排水機場内に今、水中ポンプの設置工事、これを進めておるところでございます。

これについても大変申し訳ございませんが、今工事中でございまして、今後、完成後、試運転を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

今の排水機場のほうでは、堀切排水機場のほうが内水位が3.6メートル、それから川内排水機場については内水位が2.4メートル、こういった基準を設けて操作を行っているところでございます。

具体的には、操作人さんの判断にもよることだと思いますけど、おおむね一定その基準を守りつつ、操作をやっていくことになるであろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

そうすると、川内と堀切はすぐ真横に水中ポンプができていますので、操作人はもう同じ方をお願いするということになってまいりますか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

荒巻議員さん御指摘のとおり、排水機場の内部で操作することになりますので、排水機場の操作人さんをお願いするように計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

3.4メートルと2.6メートルとおっしゃったかな。そうすると、マスプロダクツの下流のほうの文広の排水機場、あそこも同じような数値、要は水位が上がってから可動するということですか。じゃ、水位の高さはいかがですか。文広ポンプ場は先行排水には関係ないエリアということですよ。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

今回、マスプロダクツと文広排水機場の分はちょっと距離が離れておりますので、そこが一致するものではございませんが、マスプロダクツ型排水ポンプ施設については、取水されます畑田水路というのが横にございます。横というか、ナスの選果場がありますけど、あそここの東側か西側に流れている水路でございます。その水位を一定基準とするということになると思いますので、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

堀切と川内の横に0.2トンの水中ポンプなんですけど、この0.2トンを設置するという根拠、大きい小さいの、いろいろあるかどうかとも知らないんですが、大きいのがあればもうちょっと大きいのもよかったとか、何で0.2トンということで工事をされているのかなど。

先ほど黒田議員のお話にあるように、新しいポンプ場を設置するとか、いろんな要望もされてあったように感じるんですけど、できるだけ大きいものを設置したほうが有効ではないかなと思うんですが、この0.2トンにした経緯が分かれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えさせていただきます。

0.2トンの水中ポンプにした経過でございますけれども、お隣の柳川市さんのほうが先行して設置をされた経過でございます。

この事業が特に県単事業でございまして、そういうのも活用できるし、あるいは充当率等も、100%に対して償還率70%というような事業でございまして、これに大体合致するといつか、あまり大きいやつをつけるとその分の補助がちょっとなかなか該当しない分もございましたので、一定今の0.2トンの水中ポンプを2か所つける、こういったところで予算に合わせたというところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

この0.2トンの水中ポンプが2基ついていますが、1基幾らなのか、2基まとめて工事費なんですけど、幾らかかるようになりますか。そうすると、先ほどの説明によると市の負担が3割で済むということですか。違いましたか。（「2分の1が補助です」と呼ぶ者あり）。2分の1が補助。（発言する者あり）75、それと工事費と併せて説明をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

堀切・川内排水機場に整備しております0.2トンの水中ポンプ、これは2か所分で、請負工事費が約83,500千円でございます。（発言する者あり）

この中身でございますけれども、48,000千円が補助の頭打ちでございます、その24,000千円というのが一応補助ということでございまして、残りは起債ということでいかせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

次に、2点目の飯江川と大根川の件なんですけれども、そこに行く前に、矢部川に先行排水で排水をしている水門というのは何か所あるんですか。先行排水の考え方はよく分かるんですけど、その中身について少しお尋ねしたいと思うんですけど、矢部川に直接水路の水門を開けて、最終的に水門で、潮が引いたときに排水をするということになると思うんですけど、飯江川と矢部川の境があって、矢部川のほうには東津留とか、あの辺のことになるんだろうと思うんですけど、そこに先行排水している水門は何か所かあるんですか。

それから、今度は逆に飯江川のほうに向かっていくと、国の管轄、高田堰の上流の安手橋の下流までかな、そこに潮が引いたときに排水するという水門もあると思うんですけど、

さっきおっしゃった浜田水路とか長島水路とか東津留水路、そこに水門が幾つかあると思うんですけど、排水は何か所ぐらいからやってあるんですか、先行排水の水門の話。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

先行排水に伴います排出する水門の数でございますけれども、矢部川は最終的に排出する水門は1か所でございます。飯江川のほうに3か所でございます。

それから、大根川に高田東部水路の先行排水をやっておりますが、それが1か所でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

それでは、2問目の話なんですけれども、飯江川と大根川の改修工事について、これは先ほど申し上げましたように福岡県が管轄でございますので、分かる範囲ということでお尋ねをしましたけれども、飯江川の左岸側は県の管轄ですね。そこは令和2年に越水してブロック塀を押し倒したとか、そういう民家があったと思うんですけど、あそこは堤防が急に低くなっているんですよ。何で昔から同じ高さになっていないのか分からないんですけど、その工事で320メートルかさ上げをしていただいているということなんですけど、その反対側、右岸側も堤防の高さは一緒なので、工事をやる必要がないということでしょうか。

それと、飯江川のほうは、これから先、もっと上流のほうに堤防のかさ上げ工事を進めていくということかな、そこは今度は両サイド、左岸側も右岸側もやってあるということで理解していいのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

今現在やっている左岸側の320メートルの堤防のかさ上げでございますけれども、これは県の情報によりますと、測量したところによると、右岸側よりも左岸側のほうが1メートルほど低いところがあったというところでございます、その調整として、今、左岸側のみをやっているということでございますので、右岸側は計画はないということでございます。

次の質問でございますけれども、これから上流側の海津堰まででございますけれども、この区間については、今、県のほうから測量等をやっていたらというところでございます。この結果に基づきまして、左岸側、右岸側、どこになるのかというのはまだ未定でございますけれども、両岸のかさ上げをやっていきたいということを聞いておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番荒巻隆伸君。

**○11番（荒巻隆伸君）**

飯江川についてはそういうことですね。あと大根川の水門付近はしゅんせつ工事を予定されておる。このしゅんせつは少しされていたと思ったんですけど、違いましたかね。まだ予定でしたか。（「今からです」と呼ぶ者あり）今からですか。

それと、先ほど質問で言いました草刈り、この草刈りは地元の4地区の皆さん方が多分管理をしてあるんですけど、大根川は毎年草刈りを、水門のところと排水機場のところと頻繁に草刈りをされてあって、大変苦勞されているような話を聞いたんですけど、最近見たんですけど、県のほうで、そこもブロック張りですか、今整備をされてあるということで大変喜んでありました。地元の皆さんが県にお礼を申し上げたいというようなことだったんですけど、あと、これからどれぐらい上流に行ったところでしょうか、古島の水門、500メートルか700メートルか分かりませんが、上流のほうに古島の水門があるんですけど、その水利委員会の中で古島の水門が、海津地区の水害の一番のネックではないかというようなことを聞いておりますが、あそこは古島の水門が2つあるんですけど、1つはみやま市の管理の水門、下流側のほうが土木組合の管理の水門で、去年、おとし電動化されて、今年、大根川の水位が上がったときに、逆流をしないようにフラップゲートをするという工事が最近まで行われていたと思うんですけど、この工事がここまで進んできておりますが、これが高田東部水路というんですか、山川まで行っている、その水路の話なんですけど、水路に水

門があって、門が3つある水門です。大きな水門、それが山川のほうにたしか3つあると思うんですが、先行排水のときには、3つあるやつの1つしか開けていないような話を聞くんですけど、それは事実なんですか。何で3つ開けないのかというようにおっしゃった方もいらっしゃるみたいなんですが、水門3つあるのに、わざわざ1つしか開けていないということなんですけど、正しいかどうかお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

先ほど御指摘いただいた分でございますけれども、高田東部水路の山川地区の3門に関しては1か所しか開いていないと。先行排水するときは1か所しか開いていないということでございましたが、事実でございます。

なぜかと申しますと、先行排水につきましては突発的にやる分ではございませんで、大雨が予想される前日、2日前、こういったところで実施をしていくということでございます。

したがいまして、一気に流すというよりも、そういう1門の開閉でも対応できるということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

3つ水門があって、1門ずつしか開けないということで今説明がありました。

ここの古島の水門なんですけれども、上流の水路の幅からすると、大根川に流れ込むところの小さな水門が2つあるんですが、全然大きさが違うんですね。ですから、そこが多分ボトルネックになっているんじゃないかと。上流は広いんだけど、排水するところが狭くて排水し切れないということで1門しか開いていないのかなと思っていたんですけど、そうではないということなんですけど、この水門のところがボトルネックなのか、山川のほうからずっと海津のほうに来ると、大きな水門3つ通り過ぎたところは、今度は県道の下ですか、2つに分かれているんですけど、そこも狭くなっているんですね。そこも狭くなって、大根川に流れ込むところはまた一つになって排水をするということなので、ボトルネックが、

海津地区の中の2つに分かれるところが既にボトルネックなのか、出口がボトルネックなのか分からないんですけど、いずれにしても電動化と、フラップゲートをつけたので、今年か来年か分かりませんが、様子を見ながらなんでしょうけど、将来的にはそこが課題で浸水が発生するようなら、さっき言う水中ポンプをつけるとか、水門を改修するとか、これは今すぐどうこうしろという話ではないんですけど、将来的にはそういう課題があるということだけ認識してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

先ほど、前の黒田議員さんのときの御質問で御指摘いただいたというふうに思っておりますけれども、まず飯江川のほうが高田堰の地面倒伏によりまして、飯江川をはじめ、そこに流れ込む大根川でございますとか、あるいは幹線クリークの水位がさらに低下するようになったということで、この地域の先行排水が非常に大きな効果を発揮するというふうに考えているところでございます。

先ほども私答弁しましたように、先行排水は数日前に行う分でございますので、荒巻議員さん御指摘の部分、これは十分認識をしておりますので、今後の先行排水による効果の検証、こういったのを行いまして経過観察していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

それから、大根川橋地点までの3,800メートル、3.8キロメートルが工事区間ということなんですけど、これは国道443号のところの大根川の橋のことですかね。

平成7年から事業が始まっております。この事業では河川改修等を行うということで、何ですか、これは。海津の築切橋の架け替え工事が今継続されて行われております。おおむねこの全体事業の3分の1が完了というのは、この橋の架け替えが3分の1なんですか、



3,800メートルの——取りあえず答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

3分の1が完了している部分につきましては、3,800メートル分の3分の1ということでございます。ただし、この全体事業の中には、やはり排水機場の整備でございますとか、あるいは水門の整備、こういったものも含まれておりますので、そこも含めて3分の1が完了したというところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

それでは、先行排水のところに行きますけど、先行排水のエリアは、先ほどの黒田議員さんの質問の中で答弁がありました東津留水路、浜田水路、長島水路、高田東部水路の4つの水路ということなんですが、ここに先ほど言いますハンドルで回す水門、それから電動化した水門が幾つあるのか。それから、飯江川は高田堰を一番下流に見て、上流のほうに堰を先行排水に操作するんだと思うんですけど、何門ぐらいあるのか分かりますか。ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

本市が管理する水門の中で、先行排水を行うために操作していただいている水門が全体で19か所ございまして、そのうち電動化は9か所でございます。したがって、手動については今10か所ということでございます。

それから、もう一つ御質問の飯江川の高田堰から上流側の堰が何か所あるかということですね。（発言する者あり）そうです。地面倒伏していただいている堰は、高田堰の上流側に

は10か所ございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

今、みやま市が19か所の水門、そのうち電動化したのが9か所とおっしゃいましたかね。そうすると、今度は50,000千円で行います3か所、これは残りの10か所のうちの3か所ということよろしいですか。

そうすると、残りのあと7か所になりますけど、これはまた令和6年ですから、7年度以降改修をしていく計画でございますか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策というふうな関連でございまして、財政支援のメニューも大変豊富になってきているところでございます。

したがいまして、黒田議員さんの御質問でもお答えさせていただいたとおり、今後も計画的に水門の電動化については進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

今のは市の範囲ですけど、先ほど言いました柳川みやま土木組合、ここの管轄で、水門の数が大小合わせて198か所あるそうなんですけど、それプラスの、みやま市がまた200幾つか分かりませんが、かなりの水門があるので、小さいところの水門まで電動化する話はしませんけれども、せめてこの先行排水の中の水門ぐらいは、結構、2門だったり3門だったりする水門だと思うので、そこを整備していかないといけないと思うんですが、この先行排水の中に土木組合さんが持っている水門は何門ぐらいいあるんでしょうか。そして、そのうち電動化してあるのか、していないのかも含めて、分かれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

土木組合が管理しております、本市が先行排水を実施しているところに関連する水門でございますけれども、8か所ございまして、6か所の電動化が完了しているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

土木組合さんは8か所管理している。そして、6か所が完成しています。今度、今議会の初日に、柳川みやま土木組合の河野議長の報告の中にありましたけど、1か所は、令和6年度でやるような、平町水門ですか、そうすると、残りはあと1か所ということになるんですけど、これも随時、来年か分かりませんが、土木組合のほうの話なんですけど、7年度で計画するのか、8年度か、計画が分かれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

土木組合も、確認いたしましたところ、本市と同様に先行排水を実施していただいている、水門を優先的に電動化、これが進められているところでございます。引き続き、計画的に電動化を進めていくとのことでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

それでは、また操作人さんの手当をしているかというところになるんですけど、土木組合さんが持っている上庄に、これは緑色と水色とあって、緑色のほうが土木組合が管理してい

る施設と、水色のほうを市が管理している施設ということなんですけど、北原に緑色、土木組合さんが管理している水門があるんですけど、その操作人さんは土木組合から幾らか分かりませんが、お気持ちだけかもしれません、手当を支払ってあるということなんですけど、土木組合のほう为上庄だけしか知らないんですが、ほかの水門の管理人含めても手当を出してあるのか、また、みやま市自体は、排水機場は当然、操作人さんに出してあるかもしれませんが、そういった水門を管理していただいている操作人さんに対する手当は行っているかどうか教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

柳川みやま土木組合が管理いたします水門操作人方に対しまして手当が支払われている部分ということでございますけれども、矢部川などから取水する目的で設置された堰が3か所、それから最終的な河川への排水、この水門が2か所、そしてまた分水、これを目的とした水門が3か所ということでございますので、計8か所でございます。

そして、この施設でございますけれども、特に取水であるとか、排水、分水、この重要な施設のみということでございます。

また、本市におきましても同様な考えでございます、本市のほうで操作人に手当を出しているところは6か所あるということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

水門も大きいところ、小さいところあって、8か所に手当を出してあるということなんですけど、土木組合は市が負担金を47,000千円か48,000千円出してある、その中から手当を出してある、それから、市は市で手当を出してある、同じようにバランスを取らないと、極端に差があるとおかしいんじゃないかなということもあってちょっとお尋ねをしたんですけど、その辺は土木組合と市とあんまり変わらないような手当の金額といたしますか、そういう調整はされてありますか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

御質問にお答えします。

先ほど議員さんから御指摘があった金額の分でございますけれども、比較する部分を持ち合わせておりませんが、当然、土木組合との関連もございますので、できるだけ合わせていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

それでは、操作人さんのそういう手当もなんですけど、今度は維持費の電気代についてなんですけど、先ほど質問しましたように、市で払っている電気代もあれば土木組合で払っている電気代もあれば、また、地元行政区だったり地域で支払っている電気代もあるということなんですけれども、これは電動化した水門に対してのことを聞いているんですけど、そこに差があることは不公平じゃないかと先ほど申し上げましたけど、土木組合さんはみやま市内、先行排水のエリア以外にも水門がいっぱいあるみたいなんですけど、何か所あって、土木組合さんが支払いをされてあるのか、それから、みやま市は市で払っているところ、また地域をお願いしているところの19か所のうち、19か所以外でもいいんですけど、要は市が払っているのか、地元で払っているのかの件数とかが分かれば教えてください。

そこは、どうしても先ほど言いましたように、市が負担金を払っている土木組合は、どうも土木組合さんがほとんど電気代を支払っているというふうに聞いております。でも市のほうは市で払うところ、地域で払うところと分かれております。その辺も、同じように扱わないと不公平感を感じるんですけど、その考え方をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

荒巻議員さんおっしゃるとおり、柳川みやま土木組合が管理する、電動化している水門の

電気代については、管理者である土木組合のほうが今支払いを行っているというところがございます。

みやま市におきましても、先ほどおっしゃっていただきましたように、地元、関係者、こういったところに負担いただいているというのが主な部分でございますけれども、当然、バランス的な部分でございますとか、そういう平等性も必要でございますので、今後そういうことにつきましては調査、研究を進めてまいって、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番荒巻隆伸君。

**○11番（荒巻隆伸君）**

担当の城戸建設課長は今後検討したいということなんですけれども、最後に市長どうですか。土木組合さんは電動化した水門、多分二十数か所、土木組合のほうで電気代を負担しています。土木組合にはみやま市が47,000千円か48,000千円負担金を出しております。その中から電気代を支払っているということになります。みやま市は、市が直接支払っているところもあれば、地域の方々に負担をかけているというところもあります。

この水門は市の施設だと思いますので、市が当然管理をしていかないといけないということになると思うんですが、その電気代についてどのように、検討じゃなくて、これはもう是正すべきじゃないかというふうに思うんですけど、そこを市長の考え方をぜひお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

電気代の支払いについての御質問でございますけれども、それぞれ支払う窓口が違うということでお伺いしまして、その辺についてはもう少ししっかり調査しないと、どれぐらい、どこがどうか、大きい水門、小さい水門とか、いろいろあると思うんですよね。（発言する者あり）電気代の分についても担当課と併せて検証してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

いや、検証していただいているんですけど、この不公平、同じみやま市からお金が出ているところが、電気代を片や払う、片や払わない、これはおかしい話なので、これはもう是正するという答弁をぜひしてもらいたいと思ったんですが、今何とおっしゃいましたっけ。是正じゃなくて（発言する者あり）検証するとおっしゃいましたかね。検証じゃなくて、本当は是正するという答弁をもらっているんじゃないかと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

是正したいとは思いますが、ちょっとそこその調整が必要だと思いますので、それをしっかり検討して、是正できるところは是正してまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

是正をしていただくというふうに期待をしておきたいと思います。

災害は発生しないことにこしたことはないんですけども、地震はなかなか予知できませんけれども、台風や大雨はある程度予測ができていました。しかしながら、昨今は線状降水帯という言葉が出始めて10年ぐらいになるそうなんですけど、想定外の雨が降るという状況でございます。

市では防災・減災に向けて努力はされていると思いますけれども、さらなる防災・減災に努めていただきますようお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時から再開したいと思います。

午後 2 時48分 休憩

午後 3 時00分 再開

○議長（牛嶋利三君）

2日目、今日の一般質問、最後になりますが、森議員の一般質問を続けてまいりたいと思います。

続きまして、5番森弘子君、一般質問を行ってください。

○5番（森 弘子君）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号5番森弘子です。

まず冒頭に、先日、給食を詰まらせて亡くなった小学1年生の男子児童に御冥福をお祈りし、残された御家族様に謹んでお悔やみを申し上げます。

では、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今議会の一般質問の大トリをいただきました。気合を入れて質問させていただきます。

今年の元旦に能登半島で起きました地震に対して、被害に遭われた皆様に心よりお悔やみを申し上げます。

昨日から奥菌議員、黒田議員、荒巻議員と防災について細かく一般質問されましたので、私は住民の命を守るという主眼で、広くみやま市の防災についてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

1月1日に能登半島で地震が起きました。このことを踏まえて、みやま市に起こってはいけません、このような災害が起きる可能性があります。被害が大きくなるように今から準備しておく必要はないでしょうか。

事項1として、避難を促す取組です。災害が起きてしまったら、最初に考えなければならないのは、亡くなられる方をゼロ人にする事だろうと思います。このことについて、市として考えられることをお聞かせください。

事項2として、避難の方法はどうでしょうか。災害は地震だけではなく大雨でも起こります。近年の雨の降り方は異常事態です。大雨が降って避難しなければならないとき、避難の方法、タイミングなど、市民は理解できているでしょうか。

事項3として、高齢者に対する市の取組はどうでしょうか。みやま市は高齢化比率の高いまちです。高齢者が避難に困らないような対策を市が計画されているのであれば教えてください。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、森議員のみやま市の防災対策についての御質問にお答えいたします。



まず、1点目の避難を促す取組はとのことですが、近年、これまでに経験したことがない気象災害が頻発していることから、防災対策の重要性は年々高まっております。

本市におきましても、平成24年の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨、また令和3年8月大雨など甚大な被害を受けました。

市では、災害発生の危険性がある状況において、市民が適切な避難行動を取ることができるよう、迅速な避難情報の発令を行っております。特に夜間の立ち退き避難は危険を伴うため、気象の状況が悪化する見込みがある場合には、まだ日が明るいうちに避難情報を発令するとともに、暴風時においては、風が吹き始める前に避難が完了するよう、気象情報の提供や避難情報の発令を行っており、早めの避難を促すことで、市民が安全に避難できるよう努めております。

次に、2点目の避難の方法はでございますが、避難の仕方を市民がどれくらい理解しているかについてお示しできる数値はございませんが、市では、災害時に適切な避難行動を取れるように、出前講座などを活用して、あらゆる世代を対象にした防災教育を行っております。

また、避難方法を理解する上では、実践的な防災訓練が効果的であることから、市登録の防災士とともに、地域が行う防災訓練への支援を行っております。

加えて、いざというときに慌てることのないよう、いつ、どこに、どのように避難するか、一人一人があらかじめ決めておくマイタイムラインの作成を市民へ促しております。

以上の取組により、市民の皆様の理解促進につなげてまいります。

次に、3点目の高齢者に対する市の取組はとのことですが、過去の災害においては、被害に遭われた方の多くが、自ら避難することが困難な要介護者や障がい者等の支援を必要とする方々でした。

このため、市では、避難行動要支援者名簿を作成し、地域や福祉専門職と連携して、一人一人が安全に避難するための個別避難計画作成に取り組むとともに、地域の皆様には日頃からの見守り活動に御協力いただいております。

また、地域の皆様と連携し、校区における浸水や土砂災害などの発生が想定される場所が確認できる校区防災マップを作成しており、それに併せて校区の防災訓練を実施することにより、高齢者等の避難行動要支援者に対する避難誘導や、地域の避難協力体制の確認を実践しております。

今後も、災害による被害を最小限にした上で、市民の命を守る取組を全力で推進し、誰一

人取り残さない防災の実現に努めてまいります。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

防災訓練を実施することで、避難の方法を市民が理解し、高齢者などの避難支援にもつながるということですが、地域で行われている防災訓練の現状はいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年度、今年度に地域で、小学校校区単位で防災訓練を実施されたのは4校区ございます。

具体的には、まず7月に本郷校区と清水校区で実施されております。そして、年が明けまして、2月に上庄校区、そして水上校区のほうで小・中学校等を避難先として、災害対策本部の設置であったり、情報伝達、避難誘導、そして、避難所開設運営訓練等を実施されております。

参加者につきましては、本郷校区で70名、清水校区100名、そして上庄・水上校区ではそれぞれ150名の方から参加をいただいております。

そして、このように校区で行われております防災訓練でございますけれども、来年度以降につきましては、他の校区への広がりを目指しまして、校区区長会長会での訓練視察などを行う予定にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

私の住む清水校区では、昨年7月に校区を挙げて大規模な防災訓練がありました。訓練といえども本番さながらの訓練でした。しかし、この訓練が成功したのも、各行政区で何度も会議を重ね、役割分担をきちんと決めて挑んだ防災訓練でした。

清水小学校の体育館に避難している人は、段ボールベッドやテントを組み立てたり、また、

実際の避難所で使用する簡易トイレや防災備蓄品などを実際手に取って見ることができまして、大変勉強になったと言われていました。

この防災訓練は、校区が主体となり行うとされておりますが、清水校区では館長が念入りの実施計画書をつくられて臨んだので、すばらしい防災訓練になったと思います。

また、この防災訓練を踏まえて、足りなかった点などを検証する会議を開かれるということです。

防災はやったことしかやれないと小松防災対策室長からお聞きしました。

このように、意欲のある防災訓練をまだ行っていない校区でもやっていただきたいと、ぜひ市長には進んで進めていただきますようお願いいたします。いかがでしょうか、市長。

**○議長（牛嶋利三君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

先ほども総務課長が申しあげましたように、校区単位で防災訓練が行われております。まだまだ組織化されていない自主防災組織もございますし、全校区で開きたいと思っておりますけれども、それはあくまでも地域の方々の協力なしにはできないわけございまして、今まで、今年度は4校区やりましたね。その分についてもやはり地域の方々が中心となって進めておられます。その分のサポート体制をしっかりと市として、防災対策室を中心に進めてまいりますので、ぜひともほかの地域でもその訓練等を計画していただきますよう私からもお願い申し上げますとともに、ぜひ市の防災対策室と連携を取って一緒にやっていきたいと思っております。

何より地域の皆様方の御協力がないことには、これは達成し得ないことございまして、ぜひとも御協力よろしくお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番森弘子君。

**○5番（森 弘子君）**

また、防災士という資格を取られた方も少しずつ増えてきました。議員の中にもたくさんいらっしゃいます。意欲満々です。

みやま市の防災士の会議が月1回の割合で開かれていることもお聞きしました。ここで得られた情報をぜひ各行政区の集会などで住民の皆様にもお伝えいただきたいと思っております。市長いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

防災士の皆様方は、この防災訓練に本当によく参加していただいて、活動も、また御指導もしていただいているわけでございます。その防災士の方々の日頃からのみやま市の地域住民への思い、本当にありがたいことだと思っております。

防災士の方々が各地域に出て行ってそういういろんな伝達をされるということは、やはり区長会等を通じてそれぞれの区のほうにまたお願いすることになると思いますので、それはまた区長会長会なり、またそれぞれの区長会にお願いできるような形も、総務課の担当のほうで、また防災対策室等も併せて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番森弘子君。

○5 番（森 弘子君）

避難情報は素早く正確に伝えることが大切だと思います。

避難を促すために防災無線を使っていると思いますが、地域によっては聞こえないというところもあります。その方たちへの対応と対策はどうなっているのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

防災無線が聞こえない地域、そういう方に対してどう対応しているのかということでございますけれども、現在、市では防災ラジオの貸与を行っております。スマートフォンやパソコンなどの情報収集機器を保有していない世帯のほうにも貸与することが可能ということで対応しております。

防災ラジオのほうでは、FMたんと、このほか5つのラジオ放送局を選局することができます。まして、みやまコミュニティ無線の放送も聞くことができます。

また、市では、情報伝達手段といたしまして、福岡県の防災アプリでありますふくおか防災ナビ・まもるくん、これの活用を推進するとともに、市のホームページ、また公式LINE、テレビのdボタン広報誌、さらには市のホームページを通じて公開しております、先日、議

員の皆様にもお示ししました災害情報等ウェブ公開システム、こちらの周知に取り組みながら、様々なツールを活用して災害に関する情報を発信してまいります。よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番森弘子君。

**○5番（森 弘子君）**

今はネットなどで情報を伝えることが一番スムーズにいくと思われれます。

しかし、携帯電話などネットの環境が整っていない方がみやま市に多数いらっしゃるのことが分かりました。そのようなネットの情報を得ることができない方たちに情報をしっかりと伝えるためには防災ラジオが必要だと思えます。対応をぜひよろしくお願いいたします。

そして、高齢者や体が不自由な方たちなど、災害時に支援が必要な方と思われる方への対応策として、個別避難計画書の作成を推進されているとのことですが、これはどのような内容で進捗状況はいかがでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

個別避難計画というのはどういうものかと、そして、その進捗状況はどうかという御質問にお答えいたします。

令和3年の災害対策基本法の一部改正によりまして、避難行動要支援者ごとに一人一人に個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。優先度が高いと判断する方から、おおむね5年間で作成していくということを受けまして、市では、昨年12月に個別避難計画の作成要領を作成いたしまして、地元区長さんをはじめいたします地域、そして福祉専門職の方々の御協力を得ながら作成を始めているところでございます。

この以前も計画をつくっていた部分もございまして、本年1月末時点におきましては、市の避難行動要支援者の名簿のほうに1,339名の方が登録されておまして、そのうち、332名の個別避難計画を作成しているところでございます。

今年度、令和5年度につきましては、避難行動要支援者のうち、計画作成に対する本人の同意を得られた方で、主に上庄校区、水上校区、本郷校区、江浦校区にお住まいの方を対象に60人分の計画を作成しているところでございます。今現在、3月1日時点では、目標の半

分、30名の作成が完了しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番森弘子君。

**○5番（森 弘子君）**

幾つもの課を越えて計画書を作成することは大変だと思いますが、一人の人も名簿から落ちることのないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私の高齢の知り合いは、3年前の大雨で女山の崖の崩落があった近所に住まわれています。本当にあのときは地球が爆発したかと思われるようなほどの大きな音で崩落して、今こうやって話しても怖い思いをすと言われていています。山の上に住んでいる方は、いつもの道が崩落してなくなり、消防署の手引によって直角に近い崖を滑り落ちて避難されたそうです。このような怖い目に遭わないように、どうぞよろしく願います。

次に、災害時のボランティアの受入れについてお尋ねします。

ボランティアの受入れは社協の担当だと聞いております。しかし、能登半島地震では、ボランティアの受入れが遅れて倒壊建物の整理が遅れ、復興の妨げになっていると聞きました。市も社協ばかりに任せきりにならず、助言などをお願いします。

また、昨日の有明新報には、大川市、筑後市、大木町の社協が県の社協とボランティアの受入れについて提携を持ったと書いてありました。みやま市の社協についても、ぜひこの県との提携を取っていただくように進めてください。いかがでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

昨日、有明新報のほうに、今、議員さんがおっしゃったように、近隣の市と県が協定を結んだということで、みやま市におきましては——すみません、社協のほうで協定を結ばれたということで、みやま市については昨年度、大牟田市、柳川市、そして、八女市も含めてだったと思いますけれども、協定を結ばれてあったかと思えます。その中に県は含まれていなかったかと思うんですけれども、みやま市のほうでも既にそういう連携の枠組みはできております。

先ほどありましたように、災害時のボランティアの受付については、本市と社会福祉協議

会のほうでみやま市の災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定を締結しております。年に1回、その内容については協議を重ねておるところでございます。しっかりと対応できるように準備をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

しっかり連携を取ってボランティアを進めていただくようにお願いします。ボランティアが頼りだと思しますので、よろしくお願いします。

私は、今回のこのテーマについて質問するに当たり、ある女性の建築士さんに相談しました。私は古い家が倒壊しないようにすれば被害者は少なくなるはずだと思い、福岡県の耐震診断を受ければ6千円で済む方法を知りました。手続を取って、耐震が必要であれば、手続をする方法を取ればどうかと尋ねました。しかし、古い家に住まわれている方は高齢者が多い。この方たちが耐震対策をしても、災害が必ず起こるということは分からないので、多額のお金をかけるのがもったいないと言われました。それよりも災害が起きたときに隣近所に声を掛け合って早めに避難することが大事だと言われました。そのためには日頃の声掛け合いが必要だと思いました。この方法ならみやま市でもできると思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

森議員おっしゃるように、まず災害が起こったときには、自助、共助、やはり自分自身もそうですし、周りにいる人たちとの連携、そして、いかに避難するかというのが大事になってくると思います。

公助は、あくまでも災害対策本部等をつくって、それから対応するということになりまして、被害状況の把握とか時間がかかるし、消防署とも併せて、しっかりそこは取り組んでいかないといけないと思います。

まずは、自助、共助、そのためには自主防災組織を各行政区でぜひともつくっていただきたい。そのために、本市としましては防災対策室を中心に進めておるわけでございます。

今現在、みやま市には150の行政区がございます。自主防災組織は97ということで結成さ

れておりますけれども、これもぜひとも全行政区でつくっていただけるように、ぜひとも私からもお願いし、自助、共助、そして併せて校区単位での避難訓練等も実施できるように進めていければと思っているわけでございます。

皆様方の御協力、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

5番森弘子君。

○5番（森 弘子君）

ありがとうございました。

災害は起きないことが一番です。そのためにも予防は必要です。あとは避難訓練をして、自分が避難する方法を日頃から頭に入れておき、早めに避難することが大事だと今回分かりました。

自助、共助、公助を生かしたみやま市ならではの災害対策をどうぞよろしくお願ひします。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ここで皆さん方にお諮りをいたします。議事の都合によりまして、3月6日から8日までの3日間、11日から15日までの5日間及び18日の1日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、3月6日から8日までの3日間、11日から15日までの5日間及び18日の1日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は3月19日となっておりますので、御承知おきをお願いしておきたいと思ひます。

午後3時27分 散会